

90-8-0102

行政院及所屬各機關出國報告
(出國類別:考察)

日本民營化誘因制度之 設計及其運作報告書

出國人 服務機關:交通部運輸研究所
職 稱:研究員
姓 名:林美霞

出國地區:日本
出國期間:89年12月1日至7日
報告日期:90年2月29日

H3/
109001549

交通部運輸研究所出版品摘要表

出版品名稱：日本民營化誘因制度之設計及其運作報告書			
國際標準書號（或叢刊號）	政府出版品統一編號	運輸研究所出版品編號 90-8-0102	
主辦單位：運輸工程組 主管：曾志煌 計畫主持人：林美霞 研究人員：林美霞 聯絡電話：23496822 傳真號碼：25450427		研究期間 自 89 年 12 月 至 90 年 02 月	
關鍵詞：民活法、港灣法。			
摘要： 考察日本港埠相關設施及其民營化程度，在七天考察行程中，筆者有機會直接與日本相關人士，如神戶港、東京港及橫濱港等官員交換意見。考察心得與建議均於內文中分章提出報告，以供本所後續辦理相關研究參考。			
出版日期	頁數	工本費	本出版品取得方式
90 年 2 月	96	100 元	凡屬機密性出版品均不對外公開。普通性出版品，公營、公益機關團體及學校可函洽本所免費贈閱；私人及私營機關團體可按工本費價購。
機密等級： <input type="checkbox"/> 限閱 <input type="checkbox"/> 密 <input type="checkbox"/> 機密 <input type="checkbox"/> 極機密 <input type="checkbox"/> 絕對機密 (解密【限】條件： <input type="checkbox"/> 年 月 日解密， <input type="checkbox"/> 公布後解密， <input type="checkbox"/> 附件抽存後解密， <input type="checkbox"/> 工作完成或會議終了時解密， <input type="checkbox"/> 另行檢討後辦理解密) <input checked="" type="checkbox"/> 普通			
備註：本研究之結論與建議不代表交通部之意見。			

PUBLICATION ABSTRACTS OF RESEARCH PROJECTS
INSTITUTE OF TRANSPORTATION
MINISTRY OF TRANSPORTATION AND COMMUNICATIONS

TITLE: Designation and Operation of the incentive system for Privatization Infrastructure in Japan			
ISBN(OR ISSN)	GOVERNMENT PUBLICATIONS NUMBER	IOT SERIAL NUMBER 90-8-0102	
DIVISION:TRANSPORTATION PLANNING DIVISION DIVISION CHIEF: Tseng,James C.H. PRINCIPAL INVESTIGATOR: Berry M.S.Lin PROJECT STAFF:		PROJECT PERIOD FROM December 2000 TO February 2001	
KEY WORDS: Privatization of Law. Port of Law			
<p>ABSTRACT:</p> <p>This is a report on the visit to Japan's private facilities. During the 7 days of visit, the author exchanged opinions with officials of the Port of Osaka, Port of Tokyo, and Port of Yokohama, etc.. Collected information and suggestions were listed in the report to serve us references to future follow-up studies.</p>			
DATE OF PUBLICATION February 2001	NUMBER OF PAGES 96	PRICE 100	CLASSIFICATION <input type="checkbox"/> SECRET <input checked="" type="checkbox"/> CONFIDENTIAL <input type="checkbox"/> UNCLASSIFIED
The views expressed in this publication are not necessarily those of the Ministry of Transportation and Communications.			

考察『日本民營化誘因制度之設計及其運作』

壹、緒論

台灣地區因位處海島，地形條件上和日本島國相似，對港區開發日本亦由早期以國營為主的方式，逐漸朝民營化方向發展，如最著名的第
一大港橫濱港廿一世紀港灣開發計畫，即為一個以民營業者為資金來源的開發計畫，故本次借由對日本主要港埠的實地參訪，希望對我國港埠建設發展亦將朝民營化發展者，有建設性之建議。

除民營化開發建設外，對日本政府整體開發計畫，尤其針對今年我國政府單位全面實施週休二日後，對休閒旅遊的需求，港口規劃亦應朝親水及休閒整體規劃方向發展，此一點，筆者在此次考察中發現，日本對每一個港埠在休閒娛樂方面的規劃，包括遊港設施、港區公園、港區觀景塔、兒童樂園，甚或包括構物中心等，對港區與居民生活緊密結合，為未來台灣地區主要港埠規劃可作為參考方向。

貳、行程說明

在七天的緊湊行程中除周六、周日外，均安排多處的參訪行程，參訪之單位計有：神戶港、橫濱港及東京港等單位，行程分述如下：

一、89.12.1 日（五）往程：台北至大阪關西機場。

二、89.12.4 日（一）參訪：參訪神戶港。

三、89.12.5 日（二）參訪東京港及萬海在東京辦事處。

四、89.12.6 日（三）參訪與拜會：橫濱港。

五、89.12.7（四）返程：東京羽田機場

參、民活法及港灣法在日本之運用

配合”邁向 21 世紀之港灣”之政策目標，港灣建設中以將以臨海地區之再開發及水岸邊之空間整建，與邁向高品質，多樣化之成熟社會建設，使物流、產業、生活諸功能融合的綜合性港灣空間，就須要民間資金、技術、管理等的介入，因此日本自 1982 年的臨時行政院調查會以後即積極研究導入民活法，到 1986 年制定民活法，有關民活法相關資料詳如附錄二，以下將針對港灣關係之民活事業加以說明。

1. 民活法的目的：

日本民活法主要係為因應邁向 21 世紀新的經濟環境之變化，及經濟社會之技術革新、資訊化、國際化以及為充實經濟社會之基礎所須各種設施（特定設施）之建設，有效利用民間業者之能力，所採取之措施；其目的在發展國民經濟以及促進地區社會之健全發展，同時促進國際經濟之交流等。

亦即民活法係為進行建設之政策性意義較高，而因其具備公共建設特性，故收益性較低，所以長久以來，缺乏由公部門或私部門所完成之設施建設實例，加上近幾年來日本政府財政困難，由發揮設施經營的效率及機動性觀點來看，將民間業者之資金，經營能力加以有效利用，遂制定以稅制誘因為首之民活法，進行公共建設之獎勵措施。

2. 制度概要：

日本的民活法歷經多次的修訂，到目前為止，總計包含有 12 類型（27 設施）為其特定設施建設對象，為促進這些設施之建設，主管部門將針對以下事項加以規定。

(1) 決定設施之建設的基本方向等之原則。

(2) 審核民間業者所完成特定設施之建設計畫。

(3) 對符合規定之建設計畫，針對進行特定設施建設事業者，提供攤提折舊等稅務上之特例措施，並支援事業實施所須之財源籌措。

(4) 為使計畫能順利推動，並與港灣或都市之基礎建設相配合，港灣局或都會指定某一區域作為特定港灣開發地區亦或特定都市開發地區，其中有關第 3 項，資金的籌措方面，除了日本開發銀行等的融資外，在 1987 年開始有所謂 NTT 法的無息貸款制度，同時又設定民活補助金制度等積極的補助策略。

民活法特定設施在運輸省港灣主管方面主要包括，旅客 terminal 設施，港灣業務用設施，港灣文化交流設施，臨海部活化設施，港灣交流中心等，而後歷經多次修正又增列了衛星通信高度化基礎設施（teleport）綜合流通功能高度化設施。

為使民活法特定設施之功能更進一步發揮，以該特定設施為中心及由港灣之開發、利用促進觀點來看，將特定設施視為一體，進行港灣綠地及臨海道路之整建有其必要，所以要指定特定港灣開發地區，並將此特定港灣開發區之計畫通知各相關單位。

當進行開發此特定設施之計畫完成，並由主管機關單位核准後（該計畫須敘明特定設施之位置，事業進行者相關事項、概要、規模、配置及營運等相關的事項，包括實施期間，所需資金及資金籌措方式等）。

當申請獲准後，其可獲得租稅上之優惠，從 1986 年民活法制定以來，以 1988 年橫濱港之未來 21 國際會議設施，國際本市場設施為開端至 1989 年為止共有 8 個設施，被認定依港灣關係民法特定設施，且已有 2 個設施已在始用。

以下將針對以港灣關係民活法將特定設施建設事業之概要加以敘述：

1. 橫濱港『未來港區 21』計畫

(1) 計畫概要。

橫濱港自開港以來，以作為日本經濟中心港口為目標，其作用不斷增強，並因應世界經濟和貿易構造的變化，以建設“充滿活力、

領先世界的港口”,” 富有情趣的港口”及”洋溢著國際性的港口”為基礎，將物流、業務、文化、國際交流等多種功能配合起來，建設成一個充滿活力的先進港口。

目前建設中最大的港區即為位於南本牧碼頭，係以因應世界船舶大型化，計畫建設四個水深-15米至-16米以上的日本最大的貨櫃碼頭，同時，為了適應物流需要的多樣化及複雜化，建設具有展覽、貨物發送、物流情報等多種功能的綜合性貨物流通站，使之成為橫濱港21世紀的新物流中心。于2000年完成二個船席。

『未來港區21』計畫係為因應橫濱港內地區港灣設施之老化，功能移轉，活用舊國鐵貨運站，三菱重工業橫濱造船所等之廢棄地，總計186公頃之地區，以國際化為主軸，除聚集業務、文化、商業等種種都心功能外，再融合港灣功能加以建設，期望在21世紀時創造出新的海港都市計畫。

橫濱市政府負責土地回填，碼頭、臨海道路、綠地等的建設，而官民合組的第三部門（橫濱國際和平會議場有限公司）則進行國際會議場設施，國際樣本市場設施、飯店等的建設。

(2) 設 施：國際會議場設施，國際樣本市場設施（以上為民治法之特定設施）、飯店等。

(3) 事業費用：(第3部門施工分) 約日幣 450 億圓 (其中民活法特定設施費約 223 億)。

(4) 事業負責單位：橫濱國際和平會議場有限公司 (1987 年成立) 資本額 110 億元。出資比例：橫濱市 23% ，神奈川縣 13.6% ，開發銀行 14.5% ，其他 49%

(5) 民活措施：依據民活法特定設施建設事業予以支援 (NTT 無息貸款)

(6) 工期：1987-1990

(相關詳細圖片詳如附錄*)

2. 大阪港南港區 teleport 計畫

(1) 概要：大阪市為因應 21 世紀資訊化、國際化及高度技術化，以新的都市創建為目標，將大阪南港、北港地區之新生地加以擴大成都市空間利用，進行”technoport 大阪”的計畫。

本計畫為「technoport 大阪」計畫之資訊通信功能之核心，大阪市政府負責臨海道路及綠地之建設，而第三部門 (大阪 media port 公司) 負責以通信衛星進行與國內外之資訊通信的 teleport 建設，

(2) 設施：teleport (民活法特定設施，衛星通信高度化基礎設施)

- (3) 事業費（第三部門施工份）約日幣 12 億元。
- (4) 事業負責單位：大阪 media port 公司（1985 年成立，資本額：64 億，出資比例：大阪市 25%，其他 75%）。
- (5) 民活措施：依民活法特定設施規定支援。
- (6) 工期：1987—1990（第一期）。

3. 神戶港高濱地區再開發計畫

(1) 概要：神戶港高濱地區之高濱碼頭已使用近 70 年，設施明顯老化，碼頭水深 8.2 公尺，明顯不足，因此無法因應船舶之大型化及裝卸現代化，所以其功能已轉移至六甲及新港等地區，但由於本地區距高速公路及與陸上交通聯繫方便，距神戶車站亦僅 500 公尺，區位條件良好，很適合作為提供高品質服務的旅客服務中心，以凝聚人們之聚集、休憩為主之多功能港灣空間，再配合其後之新的都市據點建設與港灣一體開發。所以本計畫即由神戶港進行旅客服務中心及客運碼頭，綠地，廣場等之建設，而三菱倉庫公司負責將這些與文化設施、商業設施等與旅客服務中心作一整體之規劃，完成一使市民容易親近之港口目標。

(2) 設施：旅客服務中心（民活法特定設施）文化設施、商業設施等。

(3) 事業費：(第3部門份)約42億元(其中民活法特定設施份約4億元)

(4) 事業負責單位：三菱倉庫公司

(5) 民活措施：特定民間都市開發事業

(6) 工期：1968—1989

有關港灣工程費用部份：

※港灣法四十二條

1. 港灣管理者對重要港灣，以供一般公眾之利用為目的，建設水域設施、外廓設施或繫留設施之建設或改良重要工程時，其工程費由國及港灣管理者各分擔十之五。

2. 港灣管理者對重要港灣中為增進外國貿易上特別要由政令所定之港灣（以下稱「特定重要港灣」），以供一般公眾利用為目的依前項規定實施港灣工程時，對水域設施、外廓設施之工程費十分之十以內，對繫留設施工程費十分之七・五以內由國家負擔。

※第四十三條

認為特別必要時，除前條所規定之外，在預算範圍內，以供一般公眾利用為目的（關連第四號所舉港灣設施除外）對港灣管理者實施港灣

工程之費用可照以下所舉基準補助。

1. 對特定重要港灣之臨港交通設施之建設或對改良港灣工程十分之七・五以內。
2. 改良之港灣工程為十分之四以內。
3. 設施的建築或改良之港灣工程，為十分之四以上。
4. 建設港灣防止公害設施或整理港灣環境設施之建設或對改良港灣工程十分之五以內。
5. 建設廢棄埋土護岸或海洋性廢棄物處理設施之建設或對改良港灣工為十分之二・五以內。

在筆者實地考察及詢訪各港相關單位，在目前日本主要港埠擴建工程經費分擔方面為：

- * 在東京港有關碼頭改建及擴建費用通常由航商與政府共同出資
- * 在橫濱港對碼頭興建計畫則按航商商譽及未來在日本發展潛力，由日本中央部門、橫濱市政府、橫濱港務局公法人組織及航商等按 3:3:2:2 或 2:2:3:3 比例出資，即若政府若評估該航商在日本未來具極佳發展潛力，則包括中央政府及市政府將出資約百分六十的資金，反之，則僅出資約百分之四十資金。

伍、主要參訪港口民營化及營運現況分析

一、大阪港

大阪港目前整個發展以南港為中心，本港區目前有五個貨櫃碼頭（基地）及二個公用貨櫃碼頭，此外，共有定期船碼頭、食品碼頭及原木碼頭。另為配合日本本土之海運運輸，此地並有全日本最大的 ferry 基地（含 8 個碼頭），可通行日本各地。

另外，本港區最具特色者為將其建設為一港灣都市（Port Town），亦即港內有一完全獨立之城，其與大阪都心相距約 10 公里，為抑制車之使用，因內有一新交通系統連繫都心與住宅區（為一高架軌道式電車之系統），同時垃圾之收集，是採用空氣系運送系統之管路，不僅省力同時可解決臭氣之問題，此外區內並有學校、綠地、商業區、公園、海水浴場等，目前南港已成為日本大都市港開發一個好範例，亦即港灣由臨海工業區使用轉換成臨海都市的一成功案例。

為配合 21 世紀，訊化及國際化之發展，今後大阪港之發展以下三方向為主：

1. 配合關西國際機場之使用，航空貨運之增加，為使整個區域物流活動能更加合理化及更順暢，因此將設置空運貨物物流中心。
2. 配合國際化之發展，世界貿易中心及國際會議廳之設置等，使港區成為人與物與資訊交流之據點，提高都市之經濟生產性與文化活力。

3. 新的休憩娛樂場所之建立，如遊艇碼頭、運動場等，使港區逐漸展現活性，促進居民親水性空間。

1995 年 1 月 17 日日本兵庫縣南部地震侵襲了阪神及淡路地區，神戶港雖也深受震災，在各方協助下努力重建，共花了兩年的時間便設施完全復原，並將部份受災碼頭建設為紀念公園及並於博物館提供完整地震相關資訊及復建計畫，由此充份顯示日本在復建工作上的效率，值得國人參考。

二、東京港

大井貨櫃碼頭（Ohi Container Terminal）是目前東京港的營運重心，共有八座船席及 19 台最新式橋式起重機，碼頭分別租給六家日本公司及外國公司，其中我國之長榮及立榮合租一座碼頭。

所有承租碼頭的船公司，它們的裝卸業務全部由當地的裝卸公司來作，船公司本身並不負責裝卸業務，而承租兩座船席以上的船公司，各不同船席亦由不同的裝卸公司負責，如此可以讓各公司的服務品質以及裝卸效率互相比較與競爭，以提昇裝卸效率。

除了大井貨櫃碼頭外，為了滿足貨櫃船大型化的發展，在青海貨櫃碼頭（Aomi Container Terminal）正在興建吃水更深面積，大可納 50,000 級船舶之三座船席。當作新建的三座較大型船席完成後，青海貨櫃碼頭

將有四座貨櫃船席。預計二座作為公用，另二座作為出租專用。據悉長榮與立榮已預定要從原來大井貨櫃碼頭的八號專用船席移轉到新的青海貨櫃碼頭四號船席。而萬海船運公司則預定使用一號及二號公用碼頭。

日本的港灣經營管理，在戰前由民間資金不足，同時港灣建設所需經費龐大，在技術上及經營上來說，委由地方政府或民間經營有其困難，因此均為國營，戰後在民主化政策以及非軍事化政策之理念上，1950 年公佈了有關港灣的開發、管理、營運等，全國通用的港灣法，明訂有關港灣的開發、管理、營運等事宜，由地方政府下設港灣局負責，所以為地方政府管理體制，市長為港灣管理者之長。而運輸省則為日本最高的航政主管機關，港灣管理者對於港灣區域以及臨港地區內，可以行使一般性行政管理與公共港灣設施之建造與維護。

由於公有不能租於一般公司，為了促進國際貿易之發展，因此由地方政府推動設立財團法人機構，”埠頭公社”（Port Developmnet co.），來推動專用碼頭興建、維護、改良、出租等工作。而地方政府港灣局與中央政府從碼頭建設到完成，開始營運，都不直接參與；只是扮演行政管理、補助、貨款、公用設施（航道、防波堤、公用碼頭等）之建造任務。因此，埠頭公社可以一方面利用政府之資金，一方面在使用者付費之原則下吸收民間資金，來從事專用碼頭的建設。如此，既可輕政府之財力負擔，又可以加建設，同時，將來完成後之營運管理，又可以以企

業化管理提高效率，營運上較具彈性。

東京港埠頭公社之主要業務如下：

1. 國際貿易碼頭與渡輪碼頭之興建
2. 國際貿易碼頭之出租與管理
3. 國際貿易碼頭相關設施之建造、維護與管理。
4. 相關港灣工程之委託

由於國際貿易之貨櫃碼頭，是由埠頭公社興建並提供大型機具，然後再出租給遠洋定期貨櫃輪船公司或一般港灣運送業(為期十年)，因此，碼頭與機具之維護與管理亦由其負責。至於裝卸業務則由船公司與現有之裝卸公司協調解決。

由公社所進行之國際貿易貨櫃碼頭建造，須依據港灣局所制定之港灣計畫，提出施工計畫，經認可後才可進行。至於碼頭建設、改造需資金，由於金額龐大，非私人企業能單獨投資，因此由中央政府與地方政府提供一定比例之無息貸款給投資者，其建造基金之籌措情形詳如表一所示。

表一 埠頭公社貨櫃碼頭建造、出租與建造基金組成一覽表

設備種類	建造基金之組成		
	貸款單位	一般碼頭	大規模碼頭
土地	中央政府無息貸款	10%	Max. 20%
貨櫃場	地方政府（港灣局）無息貸款	10%	Max. 20%
橋式起重機	財政上的投資及貸款	40%	Max. 30%
C. F. S.	給碼頭承租者的貸款	40%	Max. 30%

註：大規模碼頭意指水深 14 公尺以上，船席長度 330 公尺以上，面積 11.55 公頃以上之碼頭。且適用於 1991 年及以後興建或改建之計畫。

※港口未來發展政策與發展計畫主要包括：

1. 充實外貿機能，以因應國際間產業、貿易構造之變化及運輸技術之改進。
2. 加強內貿機能，以因應國內海運技術之改進。
3. 建立設備新穎之國際客運碼頭及港區休閒區，以吸引更多之國內外遊客，增加旅客親水之意願，使東京港成為首都之門戶。
4. 有效利用貨物裝卸設施。
5. 重新編組改善港勤以及工作船舶，使港埠運作更加順暢。
6. 建立港區及腹地間系統化之交通網路，使運輸動線更加便利。
7. 創造舒適怡人之港灣環境及樣化之親水性空間，使遊客樂於進行臨海性休閒活動空間。
8. 改變東京都集中型之都市型態為多心型，期盼東京都早日成為國際資訊中心。
9. 重新檢討、開發、規劃老港區之過時設施。
10. 建設防潮堤，確保新生地免於破壞。
11. 建立耐震性高之港灣設施，確保地震來時之貨物運輸。

12. 建立安全性、舒適性之港灣環境，以促進物流、產業及生活設施之調和。

由東京港之未來發展政策，可以明顯看出東京港對於如何提供一般民眾親水性的活動，以及港埠的再開發非常重視，故東京港埠區附近民眾乎不會對港區有抗爭行為，目前東京港與一般民眾生活較為密切之設施有：網球場、遊泳池、田徑運動場、棒球場、海濱公園、野鳥公園、停車場．．．等。這些都是台灣民眾很少享受到來自台灣幾個國際大港之服務。

三、橫濱港

橫濱港之港灣經營管理與東京港類似，其管理者一市政府港灣局之主要業務包括：

1. 港灣計畫之擬定，調查研究，統計資料之整理等，有關港灣之開發，利用，維護等綜合之業務。
2. 港灣設施之建設，改善及維護等
3. 港灣以及港灣設施之維持，管理等
4. 航道、泊地、碼頭、倉庫等之使用規定，入出港申請之受理，以及有關港灣設施使用之規定。
5. 船舶供水等有關港灣營運所須之各項務提供之協調。

橫濱港灣區域大政可分為商港區及工業港區，工業港區大都由民間自行管理，因此橫濱港每年進出口貨物中有近 65%以上係經由民間專用碼頭進出，所以本港可說為一民營色彩相當高且主要為工業原料進口港。

日本之出租專用碼頭的營運管理方式，頗為特殊，由建造到完成營運，港灣局都不直接參與，完全委由市所設立的財團法人機構辦理，早期為配合貨櫃運輸的發展在全國各主要國際港口興建貨櫃碼頭及一般遠洋定期航線貨櫃碼頭，由於財務負擔重，因此特成立外貿埠頭公團（社團法人），一面利用政府之金，一面在受益者付費之原則下，吸收民間金，從事外貿碼頭建設，如此，既可減輕政府財力負擔，又可加速港灣建設，同時將來完成後之營運管理又可以以企業化經營，提高營運效率。

橫濱港碼頭公社（Yokohama Port Terminal Corporation）亦在此種背景下成立，係處理濱濱港內對外碼頭（亦稱出租專用碼頭）之建設管理的事業單位，為橫濱市所設立之財團法人機構。

公社之主要業務為：

1. 外貿碼頭之建設
2. 外貿碼頭之出租與管理
3. 外貿碼頭相關設施之建設與管理
4. 相關港灣工程工程之委託

公社所進行之外貿碼頭建設須依據港灣局所制定之港灣計畫，提出

施工計畫，經認可後才進行碼頭建設，改建等所須之資金，係由中央政府及橫濱市各提供 10% 之無息貸款，以及橫濱市政府之特別融資 40%（以上償還期限均為 20 年）以及專用碼頭之承租人提供 40% 之資金（償還年限 10 年）來建設。

由於外貿之貨櫃碼頭由公社興建並提供大型裝卸機具，出租給遠洋定期航線輪船公司或一般港灣運送業（10 年為一期），因此管理亦由公社自行負責，裝卸公司亦由船公司與現有運送業者協調而決定。

由日本橫濱港的管理型態可知，日本的港灣管理，中央政府幾乎都不直接參與，故港灣局之業務與台灣相較，相當簡化、單純、係以如何有效開發利用該港為主，其餘大都開放民營，同時碼頭裝卸作業開放民營亦有明確法規依據可循，雖其組織管理仍有其缺失，但在積極推動埠民營化的此刻，仍可參考其相關作法。

陸、結論與建議

一、目前港灣建設除從事物資裝卸進出口外，以作為貨物配裝流通中心為目前主流，將靠近內陸之船廈碼頭開放作為親水空間供國人休閒遊憩用途，為我國未來各港規劃中必須思考的方向。

二、邁入二十一世紀之際，國人應將海洋視為全人類之共同資產，將開發與保育觀念並重，以追求一合適且可忍受之優質生活空間。

三、日本與台灣同屬海島型環境，但日本各主要港口均提供完善親水、休閒、觀光、遊樂，甚至結合購物中心等，政府部門並配合以完整大眾運輸系統，提供市民完善的休閒空間，對業者投資具相輔相成效果，也相對地提供了投資的誘因，值得國人在未來作為港市合一趨勢下規劃之參考。

四、港埠民營化在日本近年來新的港灣建設計畫均積極朝此方向邁進，至於在民營化案例中，政府與業者出資比例，端視業者營運潛力而訂，政府主要以建設非受益性設施為主，主要碼頭規劃建設均由業者自行設計，以符合業者未來需求，值得我國未來發展之參考。

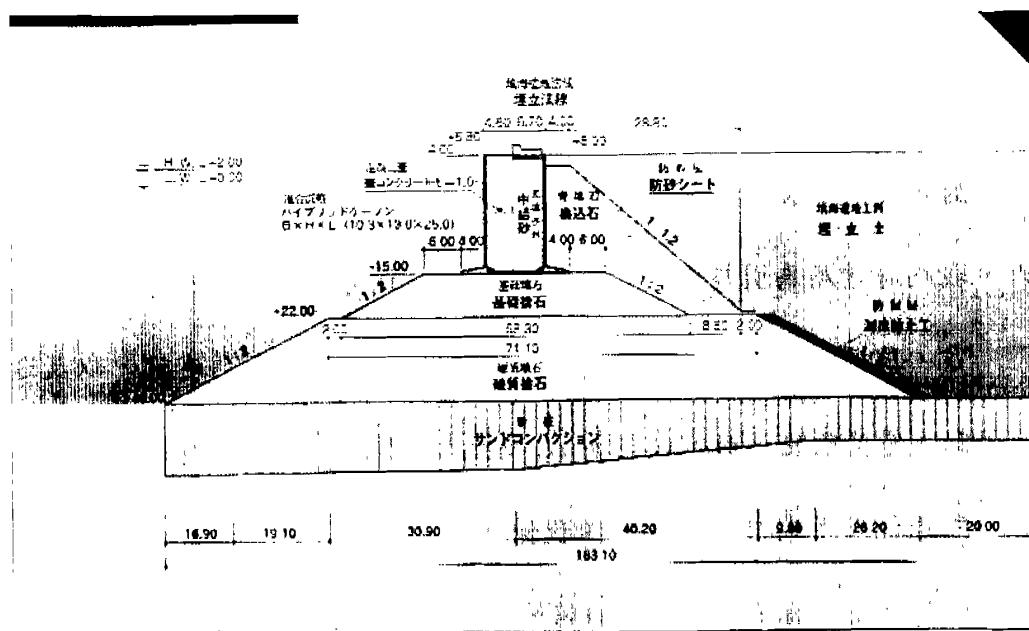
五、日本民活法（活用民間企業以促進特定設施整頓之相關臨時措置法）之立法內涵，主要係以鼓勵民間業者投入公共工程建設，並因案例需求擴大其適用範圍，如政府提供埠頭公社無息貸款採彈性措施，對業者投資公共事業具相當大的誘因。

六、我政府當局為引導民間參與國家重大公共建設，已研擬免稅辦法草案，民間企業參與鐵公路及市區快速道路等十項交通建設，以及運動、電業設施、商業設施等 12 項重大設施，即可獲得免徵營利事業所得稅五年或投資抵減的租稅優惠，此對我民間業者投入公共設施建設計畫，將是一項很大的誘因。

七、檢附大阪、神戶及橫濱港等簡介資料，供相關人員參考。



圖一 橫濱港南本牧碼頭平面斷配置圖



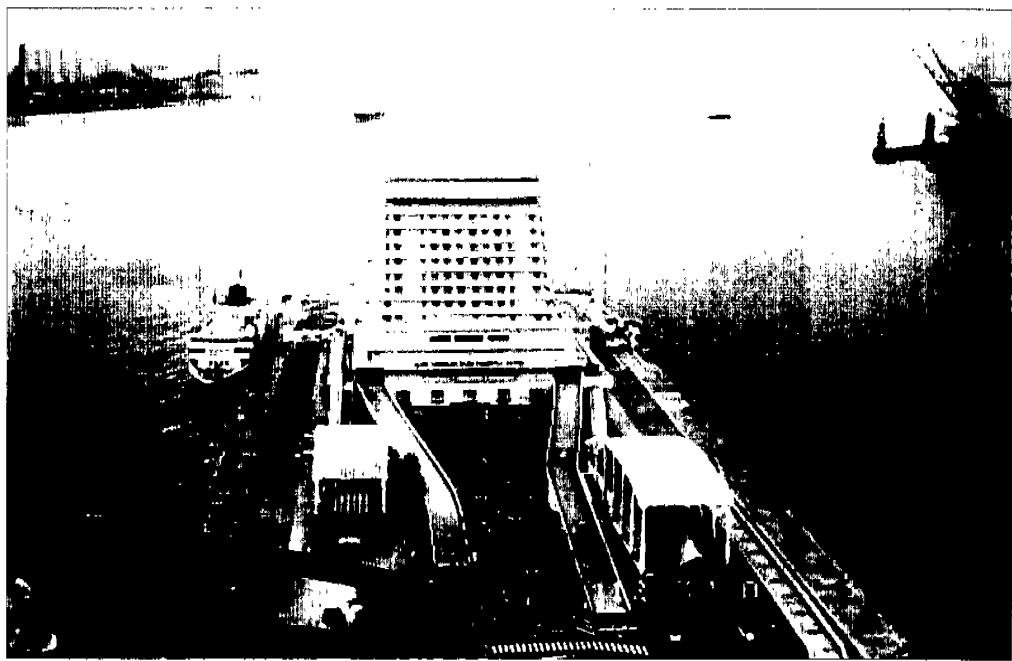
圖二 橫濱港南本牧碼頭填海造陸斷面圖



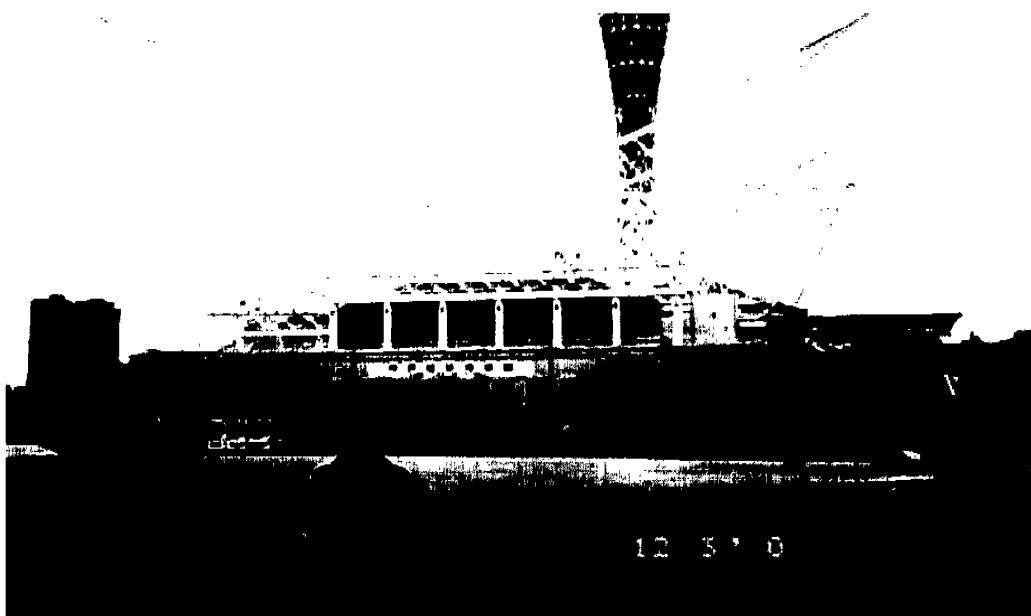
圖三 建造中之橫濱港南本牧碼頭



圖四 阪神大地震神戶港受災紀念公園



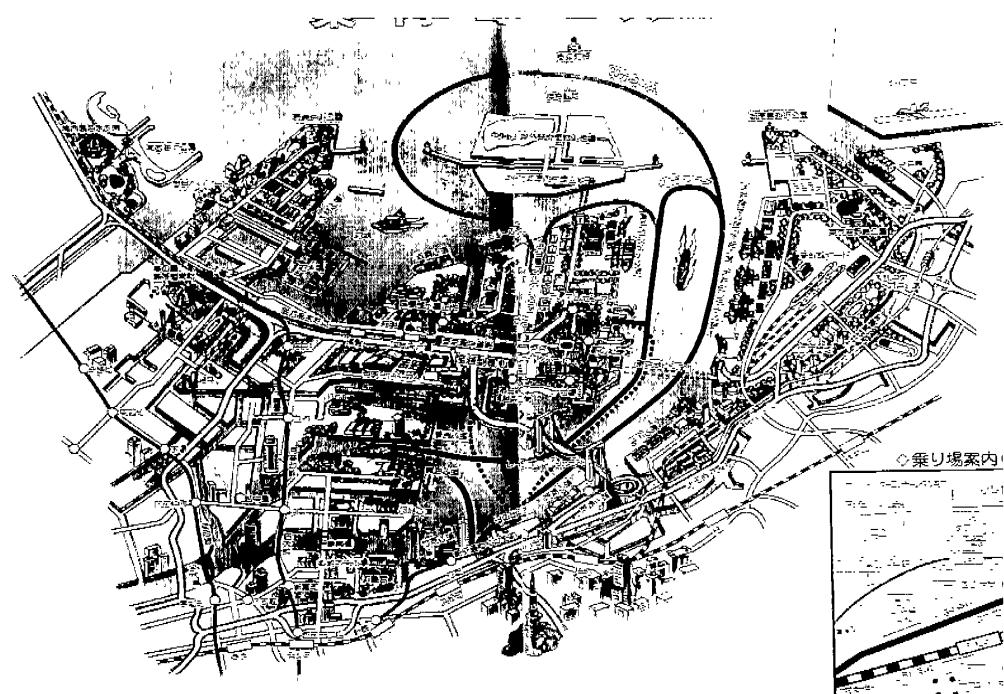
圖五 在神戶港區內之高級臨海大飯店



圖六 神戶港區內之海洋博物館及觀景塔



圖七 東京港鳥瞰圖



圖八 東京港完善設施規劃圖

附錄一

日本港灣法相關條文

日本港灣法

第二章 港務局

第一節 港務局之設立等

(設立等)

第四條 實際在該港灣管理港灣設施之地方公共團體，原來在該港灣設置設施或負擔維持管理費用之地方公共團體或予定港務區域水面之地方公共團體（以下簡稱「有關地方公共團體」）可單獨或共同定款設立港務局。

2. 前項規定為國家及地方公共團體以外之人，維持管理港灣之全部或大部份水域設施及外面設施，除其人向地方關係公共團體申請設立港務局外不適用。
3. 發起設立港務局之地方公共團體，經議會議決之後將公告單獨或共同設立港務局主旨，予定港灣區域及使其它地方關係公共團體有期間申述意見，並且如有其它地方公共團體申述意見時應與協議，但地方關係公共團體申述意見期間不得超過一個月。
4. 如在前項期間內未見其它地方關係公共團體提出後，同項規定之意見時或依同項規定之地方關係公共團體之協議經議會議決通過時，擬設立港務局之地方關係公共團體對港

務局之港灣區域，必依交通部所訂定之以下區分向交通部長或縣市長申請許可。

- a.有關重要港灣向交通部長申請。
- b.屬地方港灣而縣市加入設立港務局則向交通部長申請。
- c.有關前二項以外之港灣，以予定港灣區域為地域水面之地域區域管轄之縣市長。

5.交通部長或縣市長對河川區域或海岸法（一九五六年法律第一〇一號）第三條之規定指定之海岸保全區域，擬於認可時，有關港務區域必須與管理該河川之河川管理者或管理該海岸保全區域之海岸管理者協議。

6.交通部長或縣市長對予定港灣區域為管理營運該水域為經濟上一體之港灣，以必要最小限度之區域不侵害以該水面為地面水域鄰接之地方公共團體之利益，而且基於港區域所定之不超過區域為限，否則不認可第四項，但有關基法該法之港區域所定之港灣，為了經濟上一體之港灣營運管理而必要之最小限度區域，所定基於同法不得不超出港之區域時可超出該港之區域而認可。

7.第三項達不到協議時，地方關係公共團體可依第四項之區分向交通部長或縣市長申請調停，此時第四項第二號中所

謂「參加港務局設立之人」可解釋為「有爭執之當事人」。

8. 有關前項陳述時需附送協議之結果及地方關係團體之意

見。

9. 有關前七項受陳述之交通部長或縣市長應考慮原來之沿

革，地方關係公共團體之財政問題，將來之發展計畫及該

港灣利用程度，其它與該港灣有關係之地方公共團體，並

且有關港灣之問題應自治大臣進行協議而調停。

10. 縣市長對第四項之處分或進行調停時，應立即向交通部

長報告其主旨。

第五條 港務局為不以營利為目的之公法上公法人。

第六條 港務局之定款必須記載以下之事項。

a. 名稱

b. 組織港務局之地方公共團體

c. 事務所之所在地

e. 業務

f. 港灣區域

g. 委員人數、任期、選任、罷免、薪資及有關委員會議事項

h. 港務局之組織及有關職員事項

i. 有關財產及會計

j. 有關組織港務局之地方公共團地之出資或經費之分擔

k. 有關剩餘金之處分及損失之處理事項

l. 公告方法

III. 有關解散事項

2. 定款及其變更非經組織港務局之地方公共團體議會之承認

不生效力。

(登記)

第七條 港務局對其設立，為主之事務所所在地之變更其它政令所規定事項應依政令規定辦理登記手續。

2. 有關港務局必要登記事項，登記後方能對抗第三者。

(成立)

第八條 港務局依設立登記而成立。

(港務區域之公告)

第九條 港務局必須成立後立即將主旨及港灣區域公告、港灣區域有所變更時也同。

2. 第四條第四項至第六條之規定為港務局擬變更港灣區域時準用之

(解散之特例等)

第十條 有關港務局之解散對該灣，除非地方公共團體依第三十三條第一項後段規定成為管理者之前不發生效力，但組織港務局之地方公共團體對該港務局之解散經交通部長認可時除外。

2. 組織港務局之地方公共團體在解散港務局時關係第三十條第一項債券之債務其它政令所規定之債務存在時，依定款所定有連帶負擔債務之責任。

(民法等之準用)

第十一條 民法（一八六九年法律第八九號）第四十四條、第五十條、第五十四條、第六十八條第一項、第七十二條至第八十、第八十二條及八十三條之規定及非訴訟事項手續法（一八七一年法律第十四號）第三十五條、第三十七條及三十七條之二之規定準用於港務局。

(業務)

第十二條 港務局經辦以下之業務

- a. 作成港灣計畫
- b. 將港灣區域及港務局管理之港灣設施，維持良好之狀態（除去港灣區域內之漂流物、廢船等其它防礙輪船航行及危及航行之障礙及清掃港灣區域內之水域其它包含污染排除）

c. 開發及利用港灣、保全及保全接地域必要之港灣設施（第十一號之三所舉之設施以外之廢棄物處理設施除外）之建設及關於港灣工程之改良。

除以上項所舉之外，港灣區域內或臨港地區內之水面埋土，盛土地皮等之土地改良或整理。

d. 管理受託或地方公共團體所屬之港灣設施（包含港灣營運必要之土地）而供一般公眾使用之。

有關水域設施使用之必要規制。

e. 供一般公眾利用之繫留設施中自動營運一般公眾，增進方便必要之設施、及對利用此設施之輪船指定繫留場所，其它有關使用必要之規制。

對出入港區域內之輪船受理出入港申請。

f. 應設消防、救難及警備必要之設施在港灣區域內流出油之防除使用必要之油網、藥劑及其它資材。

g. 作成港灣之開發、利用及保全所必要之調查研究及統計資料，並且宣傳利用該港灣。

h. 對輪船之供水、離靠岸之補助、輪船廢油處理其它提供未能使輪船滿足之勞務。

i. 對港務局管理港灣設施不需供一般公眾利用，或本身不宜

營運之設施向外貸出。

j. 對港務局管理之倉庫、卸貨機械等利用於港灣營運提供必要勞務者務使貨物同滑移動或港灣設施之有效利用，必須規制該設施之使用。

k. 必須周旋港灣營運之必要勞務。

除前項所舉之外，必周旋有關港灣區域及臨海區域內貨物積卸、保管、流通及輸送改善等。

廢棄物填海護岸、海洋性廢棄物處理設施（輪船或海洋污染及海上災害防止有關法律（一九七〇年法律第一三六號））第三條第十號規定之在海洋設施產生之廢棄物（同法第四十四條規定之包含廢棄有害液體物質等）或第二號所舉業務之實施其它海洋污染之防除所收集之廢棄物之處理設施為廢棄物海岸以外之稱，及廢油處理設施（同法第三條第十四號規定之廢油處理設施）之管理營運。

l. 對輪船船員或港灣勞務者之休息住所等，該員之福利增進用之設施之管理及設置。

m. 作成港灣利用必要勞務及設施之費用規費表而公布之。

n. 其它為行使各項業務必要之業務。

2. 有關前項第五號之二規定之有關出入港申請之必要事項，定

於組織港務局之地方公共團體中之定款中定條例。

3. 前項條例之制定必須尊重該港務局作成之原案而行之。

4. 第一項第十三號所規定之規費表係港務局本身所定之費用外，必包括第四十五之費用向港務局報告或被港務局所知悉之有關事項。

5. 港務局依交通部令所定必須公告其管理之港灣設施概要。

第十二條之二 港務局除違反法令或組織該港務局之地方公共團體條例或規則外，對所屬事務有訂定規程之權限。

(對私人企業之不干與等)

第十三條 港務局不得干涉港灣運輸業、倉庫、其它運輸及保管之關連私人企業之正當活動或與上述業者作競爭事業。

2. 港務局不得有不平等對待任何人，對使用設施及其它港灣之管理營運。

第二節 港務局之組織

(委員會)

第十四條 港務局設立委員會。

(委員會之權限及責任)

第十五條 委員會決定港務局之施策及指導統制港務局事務之營運。

(委員會之組織及委員之任命)

第十六條 委員會依定款所訂定以七人以內之委員組織。

2. 組織港務局之地方公共團體以超過數字之三設置之委員

會不依前項所規定可增加委員數至十一人。

3. 前二項之委員必須有有港灣知識及經驗者或具有聲望者

中，由組織港務局之地方公共團體長官經該地方公共

團體議會之同意而任命之。

4. 第一項及第二項所規定之委員定數必為次條第一項第二

號所規定委員數之倍數以上。

(委員之資格條件)

第十七條 符合下列各號之一者不為委員

a. 國會議員

b. 地方公共團體議會議員，但由組織港務局之地方公共團體之各個議會推薦議員中每一地方公共團體任命一委員者不在此限。

c. 承包港務局工程業者或相關者為法人時，其董事或不論任何名稱有董事同等以上之職權或有支配力者（包含任命日以前一年符合者）。

d. 前號所舉事業團體之董事或不論任何名稱有董事同等

以上之職權或有支配力者（任命日以前一年符合者）

2. 委員如有符合前項各號之一者必須退職。

（委員之任期）

第十八條 委員之任期為三年以內，但補欠委員之任期為前任者殘任期間。

2. 委員得以連任。

3. 港務局設立後初期任命之委員任期因不使同時，有多數委員退任起見由組織港務局之地方公共團體之長官定之。

（委員之罷免）

第十九條 組織港務局之地方公共團體之長官，認為委員有身心障礙而不能執行職務或委員有職務上之違反其它身為委員有不適之行為時，經該地方公共團體議會之同意而罷免。

（委員長）

第二十條 委員會設置委員長由委員互選決定之。

2. 委員長總理委員會會議。

（監察人）

第二十一條 委員會之議事由全部委員過半數決定。

2. 委員依委員會之決定對有與本身特別利害關係之事項

不得加以議決。

第二十二條 港務局依定款所定可設置監察人。

2. 第十六第三項，第十七條及第十九條之規定，準用於
監察人之任免。
(委員長等之職務及權限)

第二十三條 委員長為代表港務局以港務局之長總理其業務，同時
行使依法令或第四十五之二之條例屬其權限之港灣開
發、利用、保全及管理有關事務。

2. 委員長以外之委員依定款所訂定、代表港務局、助理
委員長掌理港務局業務。如委員長發生事故時代理其
職務委員缺席時代行職務。

3. 監察人監察港務局之業務。

第二十四條 港務局為處理事務依定款所訂定設立事務局及設置必
要職員。

2. 應委員長之諮詢，有關調查審議該港灣有關之重要事
項，對重要港灣之港務局設置地方港灣審議會，對地
方港灣之港務局應其必要依第十二條之二之規程所訂
定設置地方港灣審議會。

3. 有關地方港灣審議會之名稱、組織及營運之必要事項

於第十二條之二之規程所訂定。

(委員長等之報酬)

第二十五條 港務局對每日上班之委員、監察人及職員必須付給薪

水。

2. 前項之支付額應符合職務內及責任，並且必與該地方從事同樣職務者，同等基準支付訂定，但不得超過組織地方公共團體首長（有二人以上符合時以高額受付者）之薪水。

3. 受第一項薪水之委員及監察人，得報酬而不得從事其它業務。

(公務員之性質)

第二十六條 委員、監察人及職員適用刑罰法規依法令視為從事公務者。

(組織港務局之公共團體有二人以上時之委員等任免)

第二十七條 組織港務局之地方公共團體有二以上時，依第十六條第三項、第十七條第一項第二號但書、第十八條第三項、第十九條及第二十二條第二項之規定有關委員及監察人任免地方公共團體之首長及議會行使權限須在港務局定款內訂定之。

第四節 港務局之財務

(出資)

第二十八條 除組織港務局之地方公共團體之外，不得出資該港務局。

(財務原則)

第二十九條 港務局因行使業務所需之經費（港灣工程經費除外）由其管理港灣設施等之使用費用及出租費、及港務局提供供水等勞務費用，其它相關港灣管理營運之收入支出。

(債券發行等)

第三十條 港務局為對港灣設施之建設，改良或復舊之費用充當起見，得以發行債券，

2. 地方自治會（一九四七年法律第六七號）第二五〇條之規定為準用於前項。

3. 港務局因充當第一項所規定發行債券之償還，每事業年度依定款所訂定必須積儲償還準備金。

4. 前項之償還準備金不得使用於償還債券以外之目的。

(損益處理)

第三十一條 港務局將剩餘金為前條之償還準備金及補充欠損之準

備金而積儲如尚有餘額時，必須交付給依定款所訂定之組織港務局之地方公共團體。

2. 組織港務局之地方公共團體對港務局發生損失時，將以為前項欠損補充之準備金充當尚不足時，依定款所訂定必補足其不足款。

(財產目錄等)

第三十二條 港務局需在每事業年度終了後兩個月以內，作成財產目錄、貸借對照表、損益計算書向組織港務局之地方公共團體提出。

第五章 港灣工程費用

(費用之負擔)

第四十二條 港灣管理者對重要港灣，以供一般公眾之利用為目的，建設水域設施、外廓設施或繫留設施之建設或改良重要工程時，其工程費用由國家及港灣管理者各分擔十分之五。

2. 港灣管理者對重要港灣中為增進外國貿易上特別重要由政令所定之港灣【以下稱「特定重要港灣」】以供一般公眾利用為目的依前項規定實施港灣工程時，對

水域設施、外廓設施之工程費十分之十以內，對繫留
設施工程費十分之七・五以內由國家負擔。

3. 港灣管理者對避難港實施水域設施或外廓設施之建設
或改良工程時，其工程費由國家負擔十分之七・五，
港灣管理者負擔其中之十分之二・五。

4. 前三項之規定為因此而由國家負擔之金額事先無向交
通部長申請由國家會議編入預算時不得適用之。

5. 地方財政法（一九四八年法律第一〇九號）第十七條
第一項之規定為有關港務局準用第一項或第二項在此
情形「地方公共團體」可解釋為「港務局」

（費用之補助）

第四十三條 認為特別必要時，除前條所規定之外，在預算範圍內，
以供一般公眾利用為目的（關連第四號所舉港灣設施
則除外）對港灣管理者實施港灣工程之費用可照以下
所舉基準補助。

1. 對特定重要港灣之臨港交通設施之建設或對改良港灣
工程為十分七・五以內。

2. 對特定重要港灣以外之重要港灣以外之重要港灣之臨
港交通設施之建設或對改良之港灣工程為十分之四以

內。

3. 關於在地方港灣之水域設施、外圍設施、繫留設施或

臨港交通設施的建築或改良之港灣工程，為十分之四

以上。

4. 建設港灣防止公害設施或整理港灣環境設施之建設或

對改良港灣工程為十分之五以內。

5. 建設廢棄埋土岸或海洋廢棄物處理設施之建設或改良

港灣工程為十分之二・五以內。

(與其它工作物兼效用之港灣設施之港灣工程之施行及費用負擔)

第四十三條之二 港灣設施而與其它工作物兼有效用之港灣工程之

施行及費用之負擔由港灣管理者與該工作物之管理者協

議而訂定之。

(原因者之負擔)

第四十三條之三 港灣管理者對港灣管理者以外者之工程或行為產

生必要之港灣工程費、視其產生必要限度，可負擔其產

生必要者費用之全部或一部。

2. 對以上項負擔金之徵收者之範圍及其徵收方法以港灣

管理者之地方團體（港灣管理者為港務局時由組織港

務局之地方公共團體之中訂定定款）之條例訂定之。

(受益者之負擔)

第四十三條之四 因港灣工程而有極大利益受益者時，港灣管理者可使該者依其受益限度負擔其港灣工程之一部。

(整理港灣環境負擔金)

第四十三條之五 港灣管理者在實施港灣工程時整理港灣之環境，或為保全之目的（防止公害事業費事業者負擔金法【一九七〇年法律第一三三號】第二條第二項所規定之防止公害事業者除外）為保全港灣區域或港地區內之工廠或事業之環境、或防止相關立地或事業活動之該工廠或事業場之用邊地域生活環境惡化或使減輕時依政令基準所訂定之條例可使關連該工廠或事業場之業者負擔該港灣工程所需費用之一部。

2. 港灣管理者依前項規定擬使負擔時，應事先聽取地方港灣審議會之意見。

附錄二

日本民活法

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法

目次

第1章	総 則	(第1条～第2条)
第2章	特定施設の整備の促進	(第3条～第13条)
第3章	産業基盤整備基金	(第14条～第56条)
第3章の2	通信・放送機構の業務の特例等	(第56条の2～第56条の7)
第4章	雑 則	(第57条～第59条)
第5章	罰 則	(第60条～第64条)
	附 則	
	昭和61・5・30・法律 77号	
改正平成8	法律 63号	
改正平成10・3・31・法律	23号--	
改正平成11・6・11・法律	73号--	
改正平成11・12・22・法律	160号(未)	(施行=平13年1月6日)
改正平成11・12・22・法律	223号--	
改正平成12・5・31・法律	99号(未)	(施行=平13年4月1日)
改正平成12・6・7・法律	113号(未)	(施行=平13年4月1日)

第1章 総 則

前・最初・次

(目的)

第 1 条 この法律は、最近における経済的環境の変化に対処して、経済社会の基盤の充実に資する特定施設の整備を民間事業者の能力を活用して促進するための措置を講ずることにより、国民経済及び地域社会の健全な発展を図り、あわせて国際経済交流等の促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「特定施設」とは、次に掲げる施設（これらの施設に附帯する駐車場、緑化施設、係留施設その他の構築物を含む。）をいう。

1. 工業技術のうち通商産業省の所掌に係るもの（デザインを含む。以下この号において「工業技術」という。）に関する研究開発及び企業化を効果的に行うために設置される一群の施設であつて次の施設（大学の研究機能を活用することにより、高度な工業技術の効率的な企業化が図られる場合にあつては、イからハまでに掲げる施設）から構成されるもの
 - イ 工業技術に関する研究開発のための施設であつて工業技術に関する研究開発を行う者の共用に供されるもの
 - ロ 工業技術に係る技術者の研修施設
 - ハ 工業技術に関する研究開発の成果又は技術情報の提供又は交換のための展示施設、会議場施設その他の施設
 - ニ 工業技術に関する研究開発及びその企業化を行うための事業場として相当数の企業等に利用させるための施設
2. 電気通信業及び放送業（有線放送業を含む。以下この条において同じ。）の技術その他電気通信に係る電波の利用技術のうち郵政省の所掌に係るもの（以下この号において「電気通信業等の技術」という。）に関する研究開発を効果的に行うための施設であつて次の施設が一体的に設置されるもの
 - イ 電気通信業等の技術に関する研究開発を行うための施設であつて 2

以上の者が利用する構造及び設備
を有するもの

□ 電気通信業等の技術に関する研究
開発の推進及びその成果の普及を
図るための会議場施設、研修施設
その他の共同利用施設

- 情報処理の事業の発達を図るため
の施設であつて次の施設が併せて
設置されるもの

イ 情報処理の事業の業務を行う
ための多様な機能を有する施
設であつて広く一般の需要に
応ずるためのもの

□ 展示施設、研修施設その他の
共同利用施設

- 電気通信業及び放送業の発達その
他電波の利用の促進を図るための
施設であつてイ又は□に掲げる施
設とハに掲げる施設が併せて設置
されるもの

イ 電気通信業又は放送業の業務
を行うための多様な機能を有
する施設であつて広く一般の
需要に応ずるためのもの

□ 各種の無線通信の業務を行う
ための施設であつて、その業
務の用に供する空中線を集合
して設置することができる構
造及び設備を有するもので、
かつ、相当数の企業等に利用
させるためのもの

ハ 展示施設、研修施設その他の
共同利用施設

- 外国との経済交流等の促進を図る
ために設置される次の施設

イ 國際見本市場施設

□ 國際会議場施設

ハ 我が国及び外国の相当数の企
業の従業員等が相互の交流を
図りつつ経済社会の国際化に
即応した研修を行うことで

きる研修施設及び会議場施設
(これらと一体的に設置され
る宿泊施設その他の共同利用
施設を含む。)

ニ 我が国又は外国の経済、社
会、技術等の紹介を適切かつ
効果的に行うための施設であ
つて、展示施設、展示物とし
て供される建物又は構築物及
び観覧場その他の共同利用施
設が一体的に設置されるもの

・ 港湾の利用の高度化を図るために
設置される次の施設

イ 旅客その他の港湾を利用する
者の利便を増進するための旅
客ターミナル施設

ロ 港湾における業務の効率化を
図るために港湾業務用の施設
であつて、港湾における業務
を行う者が相当数入居し、か
つ、これらの者の業務の円滑
な実施を図るために共同利用
設備を備えたもの

ハ 旅客その他の港湾を利用する
者の港湾その他の海事に關す
る理解の増進を適切かつ効果
的に図るために施設であつ
て、展示施設、展望施設その
他の共同利用施設を備えたも
の

ニ 次に掲げる施設から構成され
る一群の施設

(1) 港湾における業務に關
する研究開発を効果的
に行うための施設であ
つて、港湾における業
務を行う者の共用に供
されるもの

(2) 港湾における情報処理
を効率的に行うための
多様な機能を有する施
設であつて、港湾にお
ける業務を行う者の需
要に応ずるためのもの

(3) 港湾における業務に關

する研究開発の成果又
は港湾における情報の
提供又は交換のための
会議場施設、研修施設
その他の共同利用施設

- 木 旅客その他の港湾を利用する者を対象とする港湾の有する機能及び能力の活用を図るために研修施設及び展示施設であつて、港湾に係る水域をレクリエーション活動に利用する場合における当該水域の適正な利用に関する知識の普及及び港湾を拠点とする海底の鉱物資源の開発に関する理解の増進を図るために適切な機能を有するもの（これらと一体的に設置される宿泊施設その他の共同利用施設を含む。）
- ヘ 港湾の環境の保全又は改善のための機能を有する施設であつて、廃熱等の利用に必要な施設が一体的に設置されるもの
- 情報処理又は電気通信の高度化により経済社会の情報化及び国際化に即応した都市機能の高度化又は港湾の利用の高度化を図るために設定される次の施設
- イ 情報処理の事業の業務を行うための施設であつて、内外の各種の情報につき計算、検索その他これらに類する処理を高度に行うための機能を有するもの又はその業務が行われる区域の各種の情報の処理を高度に行うための機能を有する相当規模のもので、かつ、広く一般の需要に応ずるためのもの（これらと一体的に設置される会議場施設その他の共同利用施設を含む。）
- ロ 電気通信業の業務を行うための施設であつて、通信衛星を利用して本邦外又は本邦内の場所との間の電気通信を高度に行うための機能を有するもので、かつ、広く一般の需要

に応ずるためのもの（これと
一体的に設置される会議場施
設その他の共同利用施設を含
む。）

- ハ 電気通信業又は放送業の業務
を行うための施設であつて、
その業務が行われる区域の電
気通信を高度に行うための機
能を有する相当規模のもの
で、かつ、広く一般の需要に
応ずるためのもの（これと一
体的に設置される会議場施設
その他の共同利用施設を含
む。）
- ニ 事業場として相当数の企業等
に利用させるための施設であ
つて、当該企業等の業務の円
滑な実施を図るため、イ、ロ
又はハに掲げる施設の機能を
活用するための共同利用設備
を備え、かつ、建築設備の制
御及び作動状態の監視を高度
に行うための機能を有するも
ので、それぞれイ、ロ又はハ
に掲げる施設と一体的に設置
されるもの
- ホ 熱供給施設であつて、イに掲
げる施設の機能を活用して熱
の供給状態の監視又は熱供給
設備の制御を行うための機能
を有するもので、かつ、イに
掲げる施設と一体的に設置さ
れるもの
- 外国企業等の我が国の市場の開拓
を円滑化するために設置される施
設であつて、事業場として相当数
の外国企業等に利用させるための
施設及び当該外国企業等の業務の
円滑な実施を図るための展示施
設、研修施設その他の共同利用施
設を備えたもの
 - 農林畜水産業に関する技術のうち
農林水産省の所掌に係るもの（以
下この号において「農林畜水産業
技術」という。）に関する研究開
発及び企業化を効果的に行うため
に設置される一群の施設であつて
次の施設から構成されるもの

- イ 農林畜水産業技術に関する研究開発のための施設であつて農林畜水産業技術に関する研究開発を行う者の共用に供されるもの
 - ロ 農林畜水産業技術に係る技術者の研修施設
 - ハ 農林畜水産業技術に関する研究開発の成果又は技術情報の提供又は交換のための展示施設、会議場施設その他の施設
 - ニ 農林畜水産業技術に関する研究開発及びその企業化を行うための事業場として相当数の企業等に利用させるための施設
- 漁港の利用の高度化を図るために設置される次の施設
- イ 水産物の処理又は保蔵を効率的に行うための共同利用施設と漁港を利用する者の利便を増進するための施設が併せて設置される施設
 - ロ 漁港における業務の効率化を図るための漁港業務用の施設であつて、漁港における業務を行う者が相当数入居し、かつ、これらの者の業務の円滑な実施を図るための共同利用設備を備えたもの
- 流通機能の高度化を図るために設置される次の施設
- イ 相当数の貨物流通（貨物の輸送、保管その他の流通のうち運輸省の所掌に係るもの）の事業を行う者が利用するための施設であつて、当該事業に係る各種の業務を高度に処理するための多様な機能を有するもので、かつ、利用する事業者等の業務の円滑な実施を図るための会議場施設、研修施設その他の共同利用施設を備えたもの

□ 相当数の卸売業又は小売業の業務を行う者が利用するための流通業務用の施設であつて、商品の受注及び発注を集中的かつ効率的に行うための機能並びに商品の仕分を自動的に行うための機能を有するもので、かつ、利用する事業者等の業務の円滑な実施を図るための会議場施設その他の共同利用施設を備えたもの

- 大規模な都市鉄道新線に設置される旅客ターミナル施設であつて、旅客の利便の増進及びその沿線の地域住民の生活の向上を図るための多様な機能を有するもの
- 小売業の高度化を図るための相当規模の施設であつて、相当数の小売業の業務を行う者の店舗と一体的に設置されるもので、かつ、次の施設が併せて設置されるもの

イ 顧客の利便の増進を図るための施設であつて、多様な機能を有するもの

□ 地域住民の生活の向上を図るための施設であつて、展示施設、会議場施設その他の共同利用施設を備えたもの

ハ 小売業の業務の円滑な実施を図るための施設であつて、相当数の小売業の業務を行う者に利用させるためのもの

- 食品（花きを含む。以下この号において同じ。）の生産及び流通の円滑化並びに消費の改善を図るための相当規模の施設であつて、卸売市場（付設集団売場を含む。）の区域内に設置されるもの又は相当数の食品の小売業の業務を行う者の店舗が集積する施設と一体的に設置されるもので、かつ、次の施設が併せて設置されるもの

イ 食品の生産者、食品の卸売業又は小売業の業務を行う者、一般消費者等の相互の交流を図るための展示施設、会議場

施設その他の共同利用施設

- 相当数の食品の小売業の業務を行う者の業務の円滑な実施を図るための共同利用施設であつて、主として中小企業者に利用させるためのもの
 - 輸入の促進を図るための多様な機能を有する一群の施設であつて、第11号イ又はロに掲げる施設と一体的に設置されるもので、かつ、次に掲げる施設から構成されるもの
- イ 輸入貨物の蔵置、加工、展示又は運送の事業その他の輸入貨物を取り扱う事業の業務を支援する事業の事業場として相当数の企業等に利用させるための施設
- 輸入の促進に寄与する新商品（部品を含む。）の開発又は輸入貨物の流通の円滑化に資する技術に関する研究開発のための施設であつて、相当数の企業等に利用させるためのもの
- ハ 展示施設、研修施設その他の共同利用施設
 - 再生資源の利用の促進を図るために設置される施設のうち広く一般の需要の応じるためのものであつて、次に掲げるもの（これらと一体的に設置される研修施設その他の共同利用施設を含む。）
 - イ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第112号）第 2 条第 6 項に規定する分別基準適合物の再商品化（同条第 8 項第 3 号及び第 4 号に掲げる行為に限る。）をするための施設（以下「再商品化施設」という。）又は再生資源（再生資源の利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第48号）第 2 条第 1 項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）を原材料として利用し

て製品を製造するための政令
で定める施設

- 再生資源を原材料とする燃料
を利用した発電施設又は熱供
給施設
 - スポーツを催物として催す業その
他のスポーツに関連する業（以下
この号において「スポーツ産業」
という。）の発達を図るために設
置される次の施設
 - イ 相当数の観覧席を備えた競技
場その他の施設であつてスポ
ーツ産業に係る業務を行うた
めの多様な機能を有するもの
で、かつ、観覧者の利便を増
進するための施設を備えたも
の
 - 展示施設、研修施設その他の
共同利用施設であつてイに掲
げる施設と一体的に設置され
るもの
- 2 この法律において「特定都市開発地区」と
は第7条第1項の規定により指定された地区
をいい、「特定港湾開発地区」とは第8条第
1項の規定により指定された地区をいう。

第2章 特定施設の整備の促進

前・最初・次

(基本指針)

第3条 主務大臣は、前条第1項各号に掲げる特定
施設ごとに、民間事業者の能力を活用してそ
の整備を促進するための基本的な指針（以下
「基本指針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定
めるものとする。
1. 特定施設の整備の基本的な方向
 2. 特定施設の機能に関する事項
 3. 特定施設の立地並びに規模及び配置に関
する事項

4. 特定施設の運営に関する事項
 5. 環境の保全その他特定施設の整備に際し配慮すべき重要事項
- 3 前項各号に掲げる事項のほか、前条第1項第1号から第5号まで及び第7号から第17号までに掲げる特定施設に係る基本指針においては特定都市開発地区の指定及び特定都市開発地区の開発整備の方針の策定に関する事項を、同項第5号から第8号まで、第10号から第12号まで、第15号及び第17号に掲げる特定施設に係る基本指針においては特定港湾開発地区の指定及び特定港湾開発地区の開発整備の方針の策定に関する事項を定めるものとする。
 - 4 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、国土庁長官及び自治大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。
 - 5 前項の場合において、基本指針が前条第1項第17号に掲げる特定施設に係るものであるときは、事前に、スポーツの振興を図る見地からの文部大臣の意見を聴いた上で、同大臣に協議しなければならない。
 - 6 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(整備計画の認定等)

第4条 特定施設の整備の事業を行おうとする者
(当該事業を行う法人を設立しようとする者を含む。) は、当該特定施設の整備の事業に関する計画(以下「整備計画」という。)を作成し、これを主務大臣に提出し、当該整備計画が適当である旨の認定を受けることができる。

- 2 整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 1. 特定施設の位置
 2. 特定施設の整備の事業を行う者に関する事項
 3. 特定施設の概要、規模及び配置

4. 特定施設の運営に関する事項
 5. 特定施設の整備の事業の実施時期
 6. 特定施設の整備の事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法
- 3 主務大臣は、第 1 項の認定の申請があつた場合において、その整備計画が次の各号に適合するものであると認めるときは、当該申請に係る認定をするものとする。
1. 前項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項が基本指針に照らし当該特定施設の整備の目的を達成し、当該特定施設の機能を発揮させるため適切なものであること。
 2. 前項第 2 号、第 5 号及び第 6 号に掲げる事項が当該特定施設の整備の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
 3. 第 2 条第 1 項第 7 号に掲げる特定施設にあつては、特定都市開発地区又は特定港湾開発地区に設置されるものであること。
 4. 特定都市開発地区において整備される特定施設（第 2 条第 1 項第 6 号に掲げるものを除く。第 7 条において同じ。）にあつては、当該特定都市開発地区の開発整備の方針に照らし適切なものであること。
 5. 特定港湾開発地区において整備される特定施設（第 2 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで、第 9 号、第 13 号、第 14 号及び第 16 号に掲げるものを除く。第 8 条において同じ。）にあつては、当該特定港湾開発地区の開発整備の方針に照らし適切なものであること。

第 5 条 前条第 1 項の認定を受けた者（その者の設立に係る同項の法人を含む。）は、当該認定に係る整備計画の変更をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならぬ。

- 2 前条第3項の規定は、前項の認定について準用する。

第6条 主務大臣は、第4条第1項の認定を受けた整備計画（前条第1項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に係る特定施設の整備の事業を行う者（以下「認定事業者」という。）が当該認定計画に従つて特定施設の整備（運営を営む。）の事業を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

（特定都市開発地区の指定及び開発整備方針）

第7条 都道府県知事は、基本指針に基づき、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業、都市再開発法（昭和44年法律第38号）による市街地再開発事業その他市街地の計画的な開発整備を図るための建築物若しくはその敷地の整備又は宅地の造成及びこれらと併せて整備されるべき公共施設（道路、公園その他の公共の用に供する施設をいう。以下同じ。）の整備に関する事業が行われる相当規模の土地の区域のうち、特定施設の整備により、経済社会の発展に即応した都市活動を確保するための拠点として、特にその開発整備を図ることが適當と認められる地区を特定都市開発地区として指定し、当該特定都市開発地区の開発整備の方針（以下この条において「開発整備方針」という。）を定めることができる。

- 2 開発整備方針においては、特定都市開発地区的開発整備の目標、当該特定都市開発地区内において整備されることが適當と認められる特定施設の種類、当該特定施設と一体として整備されるべき公共施設の整備に関する事項その他当該特定都市開発地区の開発整備に関し必要な事項を定めるものとする。
- 3 都道府県知事は、特定都市開発地区を指定したときは、遅滞なく、当該特定都市開発地区的区域及び開発整備方針を公表するとともに、当該特定都市開発地区的区域及び開発整備方針を建設大臣に、当該特定都市開発地区的区域及び特定施設の種類を当該特定施設に係る整備計画の認定に係る主務大臣（建設大臣を除く。）に、それぞれ通知しなければならない。

- 4 前項の規定は、特定都市開発地区的区域又は開発整備方針の変更について準用する。

(特定港湾開発地区的指定及び開発整備方針)

第 8 条 港湾管理者は、基本指針に基づき、港湾区域（港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第3項に規定する港湾区域をいう。以下同じ。）、臨港地区（同条第4項に規定する臨港地区をいう。以下同じ。）及び港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地（公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第2項の竣工認可の告示があつた日から一定期間を経過したものその他の政令で定めるものを除く。次条第1項において「港湾区域内の埋立地」という。）のうち、特定施設の整備によつて、経済社会の発展に即応した港湾の開発又は利用を促進するため特にその開発整備を図ることが適當と認められる地区を特定港湾開発地区として指定し、当該特定港湾開発地区的開発整備の方針（以下この条において「開発整備方針」という。）を定めることができる。

- 2 開発整備方針においては、特定港湾開発地区的開発整備の目標、当該特定港湾開発地区において整備されることが適當と認められる特定施設の種類、当該特定施設と一体として整備されるべき港湾法第2条第5項の港湾施設の整備に関する事項その他当該特定港湾開発地区的開発整備に関し必要な事項を定めるものとする。
- 3 港湾管理者は、特定港湾開発地区を指定したときは、遅滞なく、当該特定港湾開発地区的区域及び開発整備方針を公表するとともに、当該特定港湾開発地区的区域及び開発整備方針を運輸大臣に、当該特定港湾開発地区的区域及び特定施設の種類を当該特定施設に係る整備計画の認定に係る主務大臣（運輸大臣を除く。）に、それぞれ通知しなければならない。
- 4 前項の規定は、特定港湾開発地区的区域又は開発整備方針の変更について準用する。

(協議)

第9条 都道府県知事は、港湾区域、臨港地区又は港湾区域内の埋立地について第7条第1項の規定により特定都市開発地区を指定し、開発整備の方針を定めようとする場合（これらを変更しようとする場合を含む。）において、当該開発整備の方針が第2条第1項第5号、第7号、第8号、第10号から第12号まで、第15号及び第17号に掲げる特定施設に係るものであるときは、港湾管理者に協議するものとする。

2 港湾管理者は、前条第1項の規定により特定港湾開発地区を指定し、開発整備の方針を定めようとする場合（これらを変更しようとする場合を含む。）において、当該開発整備の方針が第2条第1項第5号、第7号、第8号、第10号から第12号まで、第15号及び第17号に掲げる特定施設に係るものであるときは、寄道府県知事に協議するものとする。

（課税の特例）

第10条 認定事業者が認定計画に従つて取得した特定施設又は当該特定施設の敷地である土地については、地方税法（昭和25年法律第226号）で定めるところにより、不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税又は事業所税について、必要な措置を講ずる。

《1項削除線上》平10法023

（資金の確保等）

第11条 国及び地方公共団体（港務局を含む。以下第13条までにおいて同じ。）は、認定計画に係る特定施設の整備の事業を実施するのに必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

（公共施設の整備）

第12条 国及び地方公共団体は、特定都市開発地区又は特定港湾開発地区の開発整備の方針の達成に資するために必要な公共施設又は港湾法第2条第5項の港湾施設の整備の促進に配慮するものとする。

（指導及び助言）

第13条 国及び地方公共団体は、認定事業者に対し、認定計画に従つて行われる特定施設の整備に關し技術的な指導及び助言を行うものとする。

第3章 産業基盤整備基金

前・最初・次

第1節 総 則	(第14条～第22条)
第2節 設 立	(第23条～第27条)
第3節 管 理	(第28条～第39条)
第4節 業 務	(第40条～第42条の2)
第5節 財務及び会計	(第43条～第51条)
第6節 監 督	(第52条～第53条)
第7節 補 則	(第54条～第56条)

第3章 産業基盤整備基金

前・最初・次

第1節 総 則

(目的)

第14条 産業基盤整備基金は、民間事業者による特定産業基盤施設（第2条第1項第1号、第5号イ及びロ、第16号並びに第17号に掲げる特定施設をいう。以下同じ。）の整備等を促進するため、これに必要な資金の借入れに係る債務を保証すること等により、その資金の融通を円滑にすることを目的とする。

(法人格)

第15条 産業基盤整備基金（以下「基金」という。）は、法人とする。

(数)

第16条 基金は、一を限り、設立されるものとする。

(資本金)

第17条 基金の資本金は、その設立に際し、日本政策投資銀行及び日本政策投資銀行以外の者が出資する額の合計額とする。 《改正》平11法073

- 2 基金は、必要があるときは、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。
- 3 政府は、基金が第40条第1項第2号に掲げる業務に必要な資金として第42条の2特定施設整備促進円滑化推進資金に充てるためその資金を増加するときは、予算の範囲内において、基金に出資することができる。

(持分の払戻し等の禁止)

- 第18条 基金は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。
- 2 基金は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡等)

第19条 政府及び日本政策投資銀行以外の出資者は、その持分を譲渡することができる。 《改正》平11法073

- 2 政府及び日本政策投資銀行以外の出資者の持分の移転は、取得者について第54条第2項各号に掲げる事項を出資者原簿に記載した後でなければ、基金その他の第三者に対抗することができない。 《改正》平11法073

(名称)

第20条 基金は、その名称中に産業基盤整備基金という文字を用いなければならない。

- 2 基金でない者は、その名称中に産業基盤整備基金という文字を用いてはならない。

(登記)

第21条 基金は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

- 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第22条 民法（明治29年法律第89号）第44条及び第50条の規定は、基金について準用する。

第3章 産業基盤整備基金

前・最初・次

第2節 設立

(発起人)

第23条 基金を設立するには、産業又は金融に関する学識経験を有する者15人以上が発起人となることを必要とする。

- 2 発起人は定款及び事業計画書を作成し、日本政策投資銀行以外の者に対し基金に対する出資を募集しなければならない。 《改正》平11法073
- 3 前項の事業計画書に記載すべき事項は、大臣省令、通商産業省令で定める。

(設立の認可等)

第24条 発起人は、前条第2項の規定による募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を大蔵大臣及び通商産業大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第25条 大蔵大臣及び通商産業大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

1. 設立の手続並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。
 2. 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。
 3. 事業の運営が健全に行われ、特定産業基盤施設の整備の促進に寄与することが確実であると認められること。
- 2 大蔵大臣及び通商産業大臣は、前項の規定により認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、基金の会長又は監事となるべき者を指名する。
- 3 前項の規定により指名された会長又は監事となるべき者は、基金の設立の時において、それぞれ第31条第1項の規定により会長又は監事に任命されたものとする。

(事務の引継ぎ)

第26条 前条第2項の規定により会長となるべき者が指名されたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を会長となるべき者に引き継がなければならない。

- 2 会長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、日本政策投資銀行及び出資の募集に応じた日本政策投資銀行以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。 《改正》平11法073

(設立の登記)

第27条 会長となるべき者は、前条第2項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

第3章 産業基盤整備基金

第3節 管理

前・最初・次

(定款記載事項)

第28条 基金の定款には、次の事項を記載しなければならない。

1. 目的
2. 名称
3. 事務所の所在地
4. 資本金、出資及び資産に関する事項
5. 役員に関する事項
6. 評議員会に関する事項
7. 業務及びその執行に関する事項
8. 財務及び会計に関する事項
9. 定款の変更に関する事項
10. 公告の方法

2 基金の定款の変更は、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員)

第29条 基金に、役員として、会長1人、理事長1人、理事3人以内及び監事2人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第30条 会長は、基金を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、基金を代表し、定款で定めるところにより、会長を補佐して基金の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、定款で定めるところにより、会長及び理事長を補佐して基金の業務を掌理し、会長及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、基金の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長又は大蔵大臣及び通商産業大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第31条 会長、理事長及び監事は、大蔵大臣及び通商産業大臣が任命する。

2 理事は、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、会長が任命する。

(役員の任期)

第32条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることがある。

(役員の欠格条項)

第33条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

(役員の解任)

第34条 大蔵大臣及び通商産業大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 大蔵大臣及び通商産業大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるとときは、その役員を解任することができる。

1. 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

2. 職務上の義務違反があるとき。

- 3 会長は前項の規定により理事を解任しようとするときは、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(役員の兼職禁止)

第35条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、大蔵大臣及び通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第36条 基金と会長又は理事長との利益が相反する事項については、会長及び理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が基金を代表する。

(評議員会)

第37条 基金に、その運営に関する重要な事項を審議する機関として、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員20人以内で組織する。

3 評議員は、産業又は金融に関し学識経験を有する者のうちから、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、会長が任命する。

(職員の任命)

第38条 基金の職員は、会長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第39条 基金の役員及び職員は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第3章 産業基盤整備基金

前・最初・次

第4節 業務

(業務)

第40条 基金は、第14条の目的を達成するため、
次の業務を行う。 《改正》平11法073

1. 認定計画に係る特定産業基盤施設の整備の事業に必要な資金を調達するため
に発行する社債及び当該資金の借入れ
に係る債務を保証すること。
2. 日本政策投資銀行その他大蔵大臣及び
通商産業大臣が指定する金融機関（以
下この号において「日本政策投資銀行
等」という。）が行う認定計画に係る

特施設（第2条第1項第1号、第3号、第5号、第6号二、木及びヘ、第7号（同号イに掲げる施設及び当該施設と一体として設置される同号ニ又は木に掲げる施設に限る。）、第8号、第11号口、第13号並びに第15号から第17号までに掲げるものに限る。）の整備に必要な資金の貸付けで政令で定めるものについて、日本開発銀行等に対し、利子補給金を支給すること。

3. 前2号の業務に附帯する業務を行うこと。

- 2 基金は、第17条第1項の規定により出資された金額及び同条第2項の認可を受けた場合において出資された金額（同条第3項の規定により政府が出資した金額を除く。）と基金が負担する保証債務の弁済に充てることを条件として日本政策投資銀行以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額（毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益又は損失の額により増加し、又は減少した金額）をもつて前項第1号の業務の資金に充てるものとする。

《改正》平11法073

- （業務の委託）
第41条 基金は、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、その業務（債務の保証の決定及び利子補給金の支給の決定を除く。）の一部を日本政策投資銀行その他の金融機関に委託することができる。

《改正》平11法073

- 2 日本政策投資銀行その他の金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。
- 3 第1項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員で、当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

《改正》平11法073

- （業務方法書）
第42条 基金は、業務の開始前に、業務方法書を作成し、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の業務方法書には、第40条第1項第1号及び第2号の業務の方法その他の大蔵省令、通商産業省令で定める事項を定めておかなければならぬ。

(特別施設整備促進円滑化推進基金)

第42条の2 基金は、第40条第1項第2号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関して、特別施設整備促進円滑化確進資金を設け、第17条第3項の規定により特別施設整備促進円滑化推進資金に充てるべきものとして政府が出資した金額をもつてこれに充てなければならない。

- 2 基金は、特別施設整備促進円滑化推進資金に係る経理については、他の経理と区分して整理しなければならない。
- 3 特別施設整備促進円滑化推進資金の運用によつて生じた利子その他当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入は、特別施設整備促進円滑化推進資金に充てるものとする。

第3章 産業基盤整備基金

第5節 財務及び会計

前・最初・次

(事業年度)

第43条 基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算等の認可)

第44条 基金は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表等)

第45条 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に大蔵大臣及び通商産業大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

- 2 基金は、前項の規定により財務諸表を大蔵大臣及び通商産業大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。
- 3 基金は、第1項の規定による大蔵大臣及び通商産業大臣の承認を受けた財務諸表並びに前項の事業報告書をその事務所に備えて置かなければならない。

(書類の送付)

第46条 基金は、第44条又は前条第1項に規定する認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を政府以外の出資者に送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第47条 基金は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

- 2 基金は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第48条 基金は、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

- 2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。
- 3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、1年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第49条 基金は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

1. 国債その他大蔵大臣及び通商産業大臣の指定する有価証券の保有
2. 資金運用部への預託
3. 銀行その他大蔵大臣及び通商産業大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
4. 信託業務を行う銀行又は信託会社への金銭信託

(給与及び退職手当の支給の基準)

第50条 基金は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、大蔵大臣及び通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(省令への委任)

第51条 この法律に規定するもののほか、基金の財務搜査会計に関し必要な事項は、大蔵省令、通商産業省令で定める。

第3章 産業基盤整備基金

第6節 監督

前・最初・次

(監督)

第52条 基金は、大蔵大臣及び通商産業大臣が監督する。

2 大蔵大臣及び通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第53条 大蔵大臣又は通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に基金の事務所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 大蔵大臣又は通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金から業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対し、その委託を受けた業務に關し、報告をさせ、又はその職員に受託者の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に關し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第3章 産業基盤整備基金

前・最初・次

第7節 補 則

（出資者原簿）

第54条 基金は、出資者原簿を備えて置かなければならぬ。

- 2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。
 1. 氏名又は名称及び住所
 2. 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日又は出資者の持分の移転の年月日
 3. 出資額
- 3 政府以外の出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

（解散）

第55条 基金は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

- 2 前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

3 第1項の規定による分配の結果なお残余財産があるときは、その財産は、国庫に帰属する。

4 前3項に規定するもののほか、基金の解散については、別に法律で定める。

(協議)

第56条 大蔵大臣及び通商産業大臣は、第42条第1項又は第44条の認可をしようとするときは、次の各号に掲げる特定施設の整備に係る事項に関し、当該各号に掲げる大臣に協議しなければならない。

1. 次の特定施設
運輸大臣

イ 第2条第1項第5号口及びニに掲げるもの

ロ 第2条第1項第6号ニ、ホ及びヘに掲げるもの

2. 第2条第1項第7号イに掲げる施設及び同号ニに掲げる施設が一体として設置される特定施設
建設大臣

3. 第2条第1項第11号口に掲げる特定施設
農林水産大臣

4. 第2条第1項第15号に掲げる特定施設
農林水産大臣及び運輸大臣

5. 第2条第1項第16号イの再商品化施設のうち廃棄物の再生の処理を行う施設に該当するもの
厚生大臣

6. 第2条第1項第16号イに掲げる特定施設のうち再生資源を原材料として利用して製品を製造するための同号イの政令で定める施設
政令で定める大臣

(通信・放送機種の業務の特例)

第56条の2 通信・放送機構（以下「機構」とい

《改正》平11法073

う。）は、通信・放送機構法（昭和54年法律第46号。以下「機構法」という。）第28条第1項に規定する業務のほか、民間事業者による特別通信・放送基盤施設（第2条第1項第2号、第4号及び第7号（同号口及びハに掲げる施設並びに同号口に掲げる施設及び同号ニに掲げる施設が一体として設置される施設並びに同号ハに掲げる施設及び同号ニに掲げる施設が一体として設置される施設に限る。）に掲げる特定施設をいう。以下同じ。）の整備を促進するため、次の業務を行う。

1. 日本政策投資銀行その他の大蔵大臣及び郵政大臣が指定する金融機関（以下の号において「日本政策投資銀行等」という。）が行う認定計画に係る特別通信・放送基盤施設の整備に必要な資金の貸付けで政令で定めるものについて、日本政策投資銀行等に対し、利子補給金を支給すること。
2. 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

第56条の3 削除

(出資)

第56条の4 機構は、第56条の2に規定する業務に必要な資金に充てるため必要があるときは、大蔵大臣及び郵政大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

2 政府は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算の範囲内において、機構に出資することができる。この場合において、政府は、次条第1項に規定する特別通信・放送基盤施設整備基金に充てるべき金額を示すものとする。

(特別通信・放送基盤施設整備基金)

第56条の 5 機構は、第56条の 2に規定する業務に必要な経費の財源をその運用によつて得るために、特別通信・放送基盤施設整備基金を設け、前条第 2 項の規定により特別通信・放送基盤施設整備基金に充てるべきものとして政府が出資した金額をもつてこれに充てなければならない。

- 2 機構は、特別通信・放送基盤施設整備基金に係る経理については、機構法第33条の 2 の規定にかかわらず、同条に規定する研究開発債務保証勘定において、他の経理と区分して整理しなければならない。
- 3 機構は、次の方法によるほか、特別通信・放送基盤施設整備基金を運用してはならない。
 1. 国債その他大蔵大臣及び郵政大臣の指定する有価証券の保有
 2. 銀行その他大蔵大臣及び郵政大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
 3. 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託で元本補てんの契約があるものの

(機構法の適用)

第56条の 6 第56条の 2 の規定により機構の業務が行われる場合には、機構法第17条第 2 項中「又は第28条第 1 項第 8 号」とあるのは「、第28条第 1 項第 8 号」と、「に係る」とあるのは「又は民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（以下「特定施設整備法」という。）第56条の 2 に規定する業務（以下「利子補給業務」という。）に係る」と、機構法第19条第 4 項、第29条、第31条、第32条、第35条、第38条、第39条、第40条第 1 項及び第43条第 1 項第 2 号中「又は研究開発債務保証業務」とあるのは「、研究開発債務保証業務又は利子補給業務」と、機構法第28条の 2 第 2 項中「の一部」とあるのは「又は特定施設整備法第56条の 2 第 1 号に掲げる業務（利子補給金の支給の決定を除く。）の一部」と、機構法第38条中「この法律」とあるのは「この法律及び特定施設整備法」と、機構法第39条、第40条第 1 項及び第45条第 1 号中「この法律」とあるのは「この法律又は特定施設整備法」と、機構法第41条第 2 項中「研究開発債務

保証勘定に係る出資」とあるのは「研究開発債務保証勘定に係る出資（特別通信・放送基盤施設整備基金に充てるべきものとして行われている出資を除く。）、特別通信・放送基盤施設整備基金に充てるべきものとして行われている出資」と、機構法第42条第1項中「研究開発出資勘定に属する額」とあるのは「研究開発出資勘定に属する額並びに特定施設整備法第56条の5第2項の規定により特別通信・放送基盤施設整備基金に係る経理として整理された額」と、「研究開発債務保証勘定」とあるのは「研究開発債務保証勘定（特定施設整備法第56条の5第2項の規定により特別通信・放送基盤施設整備基金に係る経理として整理された部分を除く。）」と、「各出資者」とあるのは「各出資者（研究開発債務保証勘定においては特別通信・放送基盤施設整備基金に係る出資者を除く。次項において同じ。）」と、機構法第43条第1項第1号中「、第28条第2項、第29条第1項、第31条若しくは第35条の規定による認可（研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務に係るものを除く。）」とあるのは「若しくは第28条第2項の規定による認可（研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務に係るものを除く。）、第29条第1項、第31条若しくは第35条の規定による認可（研究開発出資業務、研究開発債務保証業務又は利子補給業務に係るものを除く。）」と、同条第2項第1号中「又は第29条第1項の規定による認可」とあるのは「の規定による認可又は第29条第1項の規定による認可（利子補給業務に係るものを除く。）」と、同項第2号中「部分」とあるのは「部分（利子補給業務に係る部分を除く。）」と、機構法第45条第3号中「第28条第1項」とあるのは「第28条第1項及び特定施設整備法第56条の2」とする。

(建設大臣との協議)

第56条の7 大蔵大臣及び郵政大臣は、第56条の2に規定する業務に關し、機構法第29条第1項又は第31条の認可をしようとするときは、第2条第1項第7号口に掲げる施設及び同号二に掲げる施設が一体として設置される特定施設並びに同号ハに掲げる施設及び同号ニに掲げる施設が一体として設置される特定施設の整備に係る事項に關し、建設大臣に協議しなければならない。

第4章 雜 則

前・最初・次

(報告の徵収)

第57条 主務大臣は、認定事業者に対し、認定計画に係る特定施設の整備（運営を含む。）の事業の実施状況に關し報告をさせることができる。

(大都市等の特例)

第58条 第7条及び第9条の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、特定都市開発地区又は特定港湾開発地区の全部が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市（以下この条において「指定都市等」という。）の区域に含まれる場合においては、当該指定都市等の長が行う。この場合においては、第7条及び第9条中都道府県知事に関する規定は、指定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるものとする。

(主務大臣)

第59条 第2章及びこの章における主務大臣は、次の各号に掲げる特定施設の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。ただし、第1号、第2号、第3号イ、第4号ロ及び第7号から第11号までに掲げる特定施設に係る基本指針に関する事項のうち特定都市開発地区の指定に関するものその他特定都市開発地区における当該特定施設の整備に関するもの及び当該特定施設が特定都市開発地区（第1号ロ、第2号ロ、第7号ロ及び第8号に掲げる特定施設にあつては、特定港湾開発地区を除く。）において整備される場合における整備計画の認定に関する事項については当該特定施設に係る大臣（この条の本文の規定により定められた大臣をいう。以下同じ。）及び建設大臣とし、第1号ロ、第2号ロ、第5号、第6号、第7号ロ及び第8号に掲げる特定施設に係る基本指針に関する事項のうち特定港湾開発地区の指定に関するものその他特定港湾開発地区における当該特定施設の整備に関するもの及び当該特定施設が特定港湾開発地区（第1号ロ、第2号ロ、第7号ロ及び第8号に掲げる特定施設にあつては、特定都市開発地区を除く。）において整備される場合における整備計画の認定に関する事項については当該特定施設に係る大臣及び運輸大臣とし、第1号ロ、第2号ロ、第7号ロ及び第8号に掲げる特定施設が特定都市開発地区であつて特定港湾開発地区である区域において整備さ

れる場合における整備計画の認定に関する事項については当該特定施設に係る大臣、運輸大臣及び建設大臣とする。

1. 次の特定施設
通商産業大臣

イ

第2条第1項第1号、第3号、第13号並びに第16号イの再商品化施設のうち廃棄物の再生の処理を行う施設に該当しないもの及び同号口に掲げるもの

ロ

第2条第1項第5号イ及びハ並びに第8号に掲げるもの、同項第7号イに掲げる施設のみか設置されるもの、同号イに掲げる施設及び同号ホに掲げる施設が一体として設置されるもの並びに第17号に掲げるもの

2. 次の特定施設
郵政大臣

イ

第2条第1項第2号及び第4号に掲げるもの

ロ

第2条第1項第7号ロに掲げる施設のみが設置されるもの及び同号ハに掲げる施設のみが設置されるもの

3. 次の特定施設
通商産業大臣及び運輸大臣

イ

第2条第1項第5号ロ及びニに掲げるもの

ロ

第2条第1項第6号ニ、ホ及びヘに掲げるもの

4. 次の特定施設
運輸大臣

イ

第2条第1項第6号イからハまでに掲げるもの

口

第2条第1項第11号イ及び第12号
に掲げるもの

5. 第2条第1項第7号イに掲げる施設及び
同号ニに掲げる施設が一体として設置さ
れる特定施設
通商産業大臣及び建設大臣
6. 第2条第1項第7号口に掲げる施設及び
同号ニに掲げる施設が一体として設置さ
れる特定施設並びに同号ハに掲げる施設
及び同号ニに掲げる施設が一体として設
置される特定施設
郵政大臣及び建設大臣
7. 次の特定施設
農林水産大臣

イ

第2条第1項第9号及び第14号に
掲げるもの

口

第2条第1項第10号に掲げるもの

8. 第2条第1項第11号口に掲げる特定施設
農林水産大臣及び通商産業大臣
9. 第2条第1項第15号に掲げる特定施設
農林水産大臣、通商産業大臣及び運輸大
臣
10. 第2条第1項第16号イの再商品化施設の
うち廃棄物の再生の処理を行う施設に該
当するもの
厚生大臣及び通商産業大臣
11. 第2条第1項第16号イに掲げる特定施設
のうち再生資源を原材料として利用して
製品を製造するための同号イの政令で定
める施設
政令で定める大臣

第5章 罰 則

前・最初・次

第60条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金又は受託者の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。

1. 第53条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
2. 第53条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第61条 第57条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の罰金に処する。

第62条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の刑を科する。

第63条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金の役員は、20万円以下の過料に処する。

1. 第3章の規定により大蔵大臣及び通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
2. 第21条第1項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。
3. 第40条第1項に規定する業務以外の業務を行つたとき。
4. 第49条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
5. 第52条第2項の規定による大蔵大臣及び通商産業大臣の命令に違反したとき。

第63条の2 第56条の5第3項の規定に違反して特別通信・放送基盤施設整備基金を運用した場合には、その違反行為をした機構の役員は、20万円以下の過料に処する。

第64条 第20条第2項の規定に違反した者は、10万円以下の過料に処する。

附 則

前・最初・次

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の廃止)

第2条 この法律は、平成18年5月29日までに廃止するものとする。

(名称の使用制限等に関する経過措置)

第3条 この法律の施行の際現にその名称中に産業基盤信用基金という文字を用いている者については、第20条第2項の規定は、この法律の施行後6月間は、適用しない。

第4条 基金の最初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第5条 基金の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第44条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「基金の成立後遅滞なく」とする。

(基金に対する日本政策投資銀行の出資)

第6条 日本政策投資銀行は、日本政策投資銀行法(平成11年法律第73号)第20条第1項の規定にかかわらず、大蔵大臣の認可を受けて、基金に出資することができる。 《改正》平11法073

- 2 前項の規定により日本政策投資銀行が出資する場合においては、日本政策投資銀行法第44条第2項中「出資」とあるのは、「出資及び民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（以下「特定施設整備法」という。）附則第6条第1項の規定により行う出資」と、同法第54条第1号中「場合」とあるのは「場合及び特定施設整備法附則第6条第1項の規定により大蔵大臣の認可を受けなければならない場合」と、同条第4号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び特定施設整備法附則第6条第1項の規定による出資」とする。
- 3 第1項の規定により日本政策投資銀行が出資する場合においては、日本政策投資銀行法第20条第2項の規定は適用しない。

（特定基金からの権利業務の承継等）

第7条 特定産業信用基金（以下「特定基金」という。）は、評議員会の意見を聴いた上で、基金の発起人に対し、基金において特定基金の一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

- 2 特定基金は、前項の規定による申出をしようとするときは、日本開発銀行以外の各出資者に対し、当該申出をする日までの期間においてその持分の払戻しを請求することができる旨の通知をしなければならない。
- 3 基金の発起人は、第1項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、大蔵大臣及び通商産業大臣に、基金において特定基金の一切の権利及び義務を承継することについて認可を申請しなければならない。
- 4 特定基金は、前項の認可があつたときは、特定産業構造改善臨時措置法（昭和53年法律第44号。以下「構造改善法」という。）第17条第1項の規定にかかわらず、第2項に規定する請求をした者に対し、当該認可を受けた発起人の申請に係る第25条第1項の認可があつた後遅滞なく、その持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、特定基金は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

- 5 第3項の認可があつたときは、特定基金の一切の権利及び義務は、基金の成立の時において基金を承継されるものとし、特定基金は、その時において解散するものとする。この場合においては、構造改善法中特定基金の解散に関する規定は、適用しない。
- 6 前項の規定により特定基金が解散する場合には、特定基金の解散日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。
- 7 第5項の規定により特定基金が解散する場合には、特定基金の解散日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、必要な経過措置その他の事項は、大蔵省令、通商産業省令で定める。
- 8 第5項の規定により基金が特定基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際ににおける日本開発銀行及び日本開発銀行以外の者の出資金に相当する金額は、それぞれ、基金の設立に際し、日本開発銀行及び日本開発銀行以外の者から基金に出資されたものとみなす。
- 9 第5項の規定により基金が特定基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際ににおける日本開発銀行以外の者の特定基金に対する出えん金に相当する金額は、基金の設立に際し、基金が負担する保証債務の弁済に充てることを条件として日本開発銀行以外の者から出えんされたものとみなす。
- 10 第3項の認可があつたときは、基金の理事長となるべき者は、第26条第2項の規定にかかわらず、日本開発銀行に対し出資金の払込みを求めることを要せず、出資金の払込みがなかつた場合においても遅滞なく、第27条第1項の政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。
- 11 大蔵大臣及び通商産業大臣は、第3項の認可を受けた基金の発起人が第24条第1項の規定により認可を申請する場合のほかは、第25条第1項の認可はしないものとする。ただし、この法律の施行の日から5月を経過する日後においては、この限りでない。

- 12 第5項の規定により特定基金が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(基金の行う設備処理促進業務等)

第8条 基金は、前条第5項の規定により特定基金の権利及び義務を承継したときは、第40条第1項各号に掲げる業務のほか、昭和63年6月30日（同日までに構造改善法が廃止された場合には、構造改善法の廃止の日の前日）までの間、構造改善法第39条第2項に規定するところにより行われる同条第1項に規定する業務（以下「設備処理促進業務」という。）を行う。

- 2 基金は、前項に規定する日以前に終結した債務保証契約に係る設備処理促進業務については、同項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も引き続きこれを行うことができる。
- 3 前2項の規定により基金が設備処理促進業務を行う場合においては、第40条第2項中「前項第1号の業務」とあるのは、「前項第1号の業務及び特定産業構造改善臨時措置法（昭和53年法律第44号。以下第63条までにおいて「構造改善法」という。）第39条第2項に規定するところにより行われる同条第1項第1号の業務」と、第52条第2項並びに第53条第1項及び第2項中「この法律」とあるのは「この法律又は構造改善法」と、第63条第3号中「第40条第1項に規定する業務」とあるのは「第40条第1項に規定する業務及び構造改善法第39条第2項に規定するところにより行われる同条第1項に規定する業務」とする。
- 4 大蔵大臣及び通商産業大臣は、第42条第1項又は第44条の認可をしようとするときは、設備処理促進業務に係る事項に關し、構造改善法第58条第1項の主務大臣（大蔵大臣及び通商産業大臣を除く。）に協議しなければならない。
- 5 第1項の規定により基金が設備処理促進業務を行う場合においては、大蔵大臣及び通商産業大臣は、構造改善法第24条第1項の認可をしないものとする。

- 6 前条第5項の規定により特定基金が解散した時以後においてその名称中に特定産業信用基金という文字を用いた者については、構造改善法第19条第2項の規定は、適用しない。
- 7 前条第5項の規定による特定基金の解散前に特定基金に対してした処分、手続その他の行為又は特定基金がした手続その他の行為は、この法律の相当の規定により基金に対してした処分、手續その他の行為又は基金がした手續その他の行為とみなす。
- 8 前条第5項の規定により基金が特定基金の権利及び義務を承継した際現に構造改善法第47条第3号に規定する預金により運用されている余裕金があるときは、基金は、当該余裕金を引き続き当該預金により運用することができる。

(新事業創出促進業務)

第9条 基金は、第40条第1項に規定する業務のほか、新事業創出促進法（平成10年法律第152号）第32条に規定する業務を行うものとする。
《改正》 平11法223

最初・MAIN/houko.com

林美霞

寄件者: 于惠容 <hlyu@mail.nkimi.edu.tw>
收件者: 林美霞 <Berry@iot.gov.tw>
傳送日期: 2001年1月3日 AM 09:53
主旨: 民活法續

附 則

前・最初・次

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の 止)

第2条 この法律は、平成18年5月29日までに 止
するものとする。

(名称の使用制限等に関する経過措置)

第3条 この法律の施行の際現にその名称中に産業
基盤信用基金という文字を用いている者につ
いては、第20条第2項の規定は、この法律の
施行後6月間は、適用しない。

第4条 基金の最初の事業年度は、第43条の規定に
かかわらず、その成立の日に始まり、翌年3
月31日に終わるものとする。

第5条 基金の最初の事業年度の予算、事業計画及
び資金計画については、第44条中「当該事業
年度の開始前に」とあるのは、「基金の成立
後遅なく」とする。

(基金に対する日本政策投資銀行の出資)

第6条 日本政策投資銀行は、日本政策投資銀行法
(平成11年法律第73号) 第20条第1項の規定
にかかわらず、大蔵大臣の認可を受けて、基
金に出資することができる。

2 前項の規定により日本政策投資銀行が出資
する場合においては、日本政策投資銀行法第
44条第2項中「出資」とあるのは、「出資及
び民間事業者の能力の活用による特定施設の
整備の促進に関する臨時措置法(以下「特定
施設整備法」という。)附則第6条第1項の
規定により行う出資」と、同法第54条第1号

《改正》平11法073

《改正》平11法073

中「場合」とあるのは「場合及び特定施設整備法附則第6条第1項の規定により大蔵大臣の認可を受けなければならない場合」と、同条第4号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び特定施設整備法附則第6条第1項の規定による出資」とする。

- 3 第1項の規定により日本政策投資銀行が出資する場合においては、日本政策投資銀行法第20条第2項の規定は適用しない。 《追加》平11法073

(特定基金からの権利業務の承継等)

第7条 特定産業信用基金（以下「特定基金」という。）は、評議員会の意見を聴いた上で、基金の起人に対し、基金において特定基金の一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

- 2 特定基金は、前項の規定による申出をしようとするときは、日本開銀銀行以外の各出資者に対し、当該申出をする日までの期間においてその持分の戻しを請求することができる旨の通知をしなければならない。
- 3 基金の起人は、第1項の規定による申出があつたときは、遅なく、大蔵大臣及び通商産業大臣に、基金において特定基金の一切の権利及び義務を承継することについて認可を申請しなければならない。
- 4 特定基金は、前項の認可があつたときは、特定産業構造改善臨時措置法（昭和53年法律第44号。以下「構造改善法」という。）第17条第1項の規定にかかわらず、第2項に規定する請求をした者に対し、当該認可を受けた起人の申請に係る第25条第1項の認可があつた後遅なく、その持分に係る出資額に相当する金額により戻しをしなければならない。この場合において、特定基金は、その戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

- 5 第3項の認可があつたときは、特定基金の一切の権利及び義務は、基金の成立の時において基金を承継されるものとし、特定基金は、その時において解散するものとする。この場合においては、構造改善法中特定基金の解散に関する規定は、適用しない。
- 6 前項の規定により特定基金が解散する場合には、特定基金の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。
- 7 第5項の規定により特定基金が解散する場合には、特定基金の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、必要な経過措置その他の事項は、大蔵省令、通商産業省令で定める。
- 8 第5項の規定により基金が特定基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際ににおける日本開銀銀行及び日本開銀銀行以外の者の出資金に相当する金額は、それぞれ、基金の設立に際し、日本開銀銀行及び日本開銀銀行以外の者から基金に出資されたものとみなす。
- 9 第5項の規定により基金が特定基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際ににおける日本開銀銀行以外の者の特定基金に対する出えん金に相当する金額は、基金の設立に際し、基金が負担する保証債務の弁済に充てることを条件として日本開銀銀行以外の者から出えんされたものとみなす。
- 10 第3項の認可があつたときは、基金の理事長となるべき者は、第26条第2項の規定にかかわらず、日本開銀銀行に対し出資金のみを求めることが要せず、出資金のみがなかつた場合においても遅なく、第27条第1項の政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

- 11 大蔵大臣及び通商産業大臣は、第3項の認可を受けた基金の起人が第24条第1項の規定により認可を申請する場合のほかは、第25条第1項の認可はしないものとする。ただし、この法律の施行の日から5月を経過する日後においては、この限りでない。
- 12 第5項の規定により特定基金が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(基金の行う設備 理促進業務等)

第8条 基金は、前条第5項の規定により特定基金の権利及び義務を承継したときは、第40条第1項各号に掲げる業務のほか、昭和63年6月30日（同日までに構造改善法が止された場合には、構造改善法の止の日の前日）までの間、構造改善法第39条第2項に規定するところにより行われる同条第1項に規定する業務（以下「設備 理促進業務」という。）を行う。

- 2 基金は、前項に規定する日以前に終結した債務保証契約に係る設備 理促進業務については、同項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も引き続きこれを行うことができる。
- 3 前2項の規定により基金が設備 理促進業務を行う場合においては、第40条第2項中「前項第1号の業務」とあるのは、「前項第1号の業務及び特定産業構造改善臨時措置法（昭和53年法律第44号。以下第63条までにおいて「構造改善法」という。）第39条第2項に規定するところにより行われる同条第1項第1号の業務」と、第52条第2項並びに第53条第1項及び第2項中「この法律」とあるのは「この法律又は構造改善法」と、第63条第3号中「第40条第1項に規定する業務」とあるのは「第40条第1項に規定する業務及び構造改善法第39条第2項に規定するところにより行われる同条第1項に規定する業務」とする。

- 4 大蔵大臣及び通商産業大臣は、第42条第1項又は第44条の認可をしようとするときは、設備 理促進業務に係る事項に関し、構造改善法第58条第1項の主務大臣（大蔵大臣及び通商産業大臣を除く。）に協議しなければならない。
- 5 第1項の規定により基金が設備 理促進業務を行う場合においては、大蔵大臣及び通商産業大臣は、構造改善法第24条第1項の認可をしないものとする。
- 6 前条第5項の規定により特定基金が解散した時以後においてその名称中に特定産業信用基金という文字を用いた者については、構造改善法第19条第2項の規定は、適用しない。
- 7 前条第5項の規定による特定基金の解散前に特定基金に対してした 分、手 その他の行爲又は特定基金がした手 その他の行爲は、この法律の相当の規定により基金に対してした 分、手 その他の行爲又は基金がした手 その他の行爲とみなす。
- 8 前条第5項の規定により基金が特定基金の権利及び義務を承継した際に構造改善法第47条第3号に規定する預金により運用されている余裕金があるときは、基金は、当該余裕金を引きき当該預金により運用することができる。

（新事業創出促進業務）

第9条 基金は、第40条第1項に規定する業務のほか、新事業創出促進法（平成10年法律第152号）第32条に規定する業務を行うものとする。